



* 0018160000 *

0018160-000

329.16-0776m

滿蒙の我權益

大阪對支經濟連盟・編

大阪毎日新聞社 東京 東京日日新聞社

1932

ACJ

大阪對支經濟聯盟著

滿蒙の我權益

329.16
0776m

大阪毎日新聞社・東京日日新聞社

東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室

芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

滿蒙の我權益

大阪對支經濟聯盟著

大阪毎日新聞社發行

329.16
0976m



512731

序

國際聯盟規約の前文には聯盟の目的とするところを左の如く述べてある

締約國ハ

戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民間ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重

シ

以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムガ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

これに依て明かなる如く、今日國際間の關係は組織ある人民の間に於て正義を保持し、

一切の條約上の義務を尊重することを基本條件とするのである。然るに支那は一體組織ある人民と稱し得るか、甚だ疑はしい國である、そして條約上の義務を尊重しないことは説明する迄もない。從て支那は嚴格にいへば國際聯盟のメンバーたる資格を有しない國である。この見地に立つて滿洲問題を觀察すれば、我國の滿洲における軍事行動は當然過ぎるほど當然のことであつて、第三國が彼是れ容喙するの非なることが明かとなるであらう。

本書は日滿關係を政治、條約、經濟等の各方面より略述したものであるが、今や滿蒙において新獨立國成立の機運が熟し、その國際關係も亦益々複雑を加ふるに際し、本聯盟は大方諸彦に向て敢て本書の一讀を希望する所以である。

大阪對支經濟聯盟

昭和七年一月

幹事 高 柳 松 一 郎

滿蒙の我權益

附滿洲事變と國際聯盟

目次

第一、概 説……………	三
一、我が滿蒙政策の基調……………	三
二、近代滿洲の國際的地位の變化……………	七
三、滿洲の繁榮は日本の賜……………	二
四、日本と滿蒙の經濟關係……………	三
五、滿蒙に於ける投資額……………	五

第二、日本の條約上の地位

六、我が對滿政治的關係……………一八

七、滿蒙に於ける日本の優越權……………一九

八、危険なる支那の行動……………二四

第二、日本の條約上の地位……………三二

 A、領土租借權……………三一
 關東州租借權—鐵道附屬地

 B、鐵道經理權……………三六

 C、鐵道借款と優先權……………三六

 D、鑛業權……………四三
 基礎條約—無法な支那の鑛業權回收運動

 E、森林權……………四四

F、居住營業の自由權……………四五

G、土地商租權……………四七

 (一) 商租權の基礎條約……………四七

 (二) 一九一五年の日支條約は完全に效力を有す……………四九

 (三) 商租權の必要なる理由……………五一

 (四) 憎む可き支那の背信行爲……………五三

 (五) 支那側の勝手な條文解釋……………五五

 (六) 奇怪なる省令……………五五

H、駐兵權……………五七

I、左滿鮮人問題……………五九

 滿洲と朝鮮人との關係—鮮人の分布と人口—鮮人の事業—鮮人の

居住營業權—暴虐飽くなき支那官憲の僻人壓迫—この暴戾を見よ
—將來の對策が必要である

第三、鐵道關係……………七二

一、日本の鐵道權益……………七二

二、滿蒙の諸鐵道……………七二
日本が經營權を有するもの—日本の資金關係あるもの—英國借款
關係のもの—サヴェート露西亞關係のもの—支那自辦のもの

三、南滿鐵道其他日本關係の鐵道概覽……………七五
南滿鐵道會社—安奉線—吉長線—四洮線—洮昂線—其他—滿蒙五
鐵道とは何か—滿蒙四鐵道とは何か

四、露國と滿蒙鐵道……………八二

東支鐵道—露國の極東野心

五、英米の野心は斯くして畫餅に歸す……………八九

英國關係—米國關係

六、對日公約を無視せる支那の鐵道網……………九三

(一) 日本を見縊る支那……………九三

(二) 支那側計畫の三大幹線……………九五

(三) 滿鐵並行線と包圍線……………九六

(四) 目に餘る支那側の背信行爲……………九七

(五) 打通線に關する行爲……………九八

(六) 不法な吉海線……………九九

(七) 洮昂線工事費の不拂……………九九

(八) 日支協約を無視せる瀋海北寧連絡線 100

(九) 吉敦線に關する契約不履行 101

(一〇) 四洮線借款に對する無責任なる態度 101

(一一) 宙に迷ふ滿蒙新五鐵 101

(一二) 大連の強敵葫蘆島の築港 101

第四、鑛業其他産業關係 104

一、南滿の諸鑛山 104

二、撫順炭礦 104

三、本溪湖炭鐵鑛 104

炭礦—鐵鑛 104

四、鞍山鐵鑛 110

五、支那の利權回收熱 113

第五、其他産業 115

一、農 業 115

耕地面積—主要農作物—家畜額—日本の投資額

二、林 業 116

三、水 産 117

漁 産—製 鹽

四、工 業 118

第六、滿洲事變と國際聯盟 119

一、經過概要 119

支那の正式提訴—日本直接交渉を主張す—九月三十日の理事會決

議—米國オブザーヴァ招請案—聯盟不戰條約を指摘—蟲のよい支那側の要求—聯盟日本に期限附撤兵を要求す—直接交渉に關する日本の五大綱—日本政府、聯盟本部の反省を促す—聯盟の態度協調的となる—英米佛の妥協案—我國五大綱要求を撤回す—軍事行動中止を提案—斷然日本の有利に展開す—支那、錦州中立地帯案を提出—支那中立地帯案を撤回す—學良軍の關外撤退を要求—支那政府我駐兵權を否認—聯盟の決議案—支那の修正案—日本政府の修正案—錦州事態に關するブリアン議長の警告—日本の正義貫徹し理事會閉つ

二、理事會決議

..... 一七

決議全文—日本代表の留保宣言—ブリアン議長宣言—調査委員會

三、聯盟規約の適用如何

..... 一四

に對する日本の三大原則—日本の討匪權留保—調査委員の顔觸

一、關係條文 一四

二、支那の行動悉く聯盟規約の精神に反す 一五

三、國家なき支那 一七

四、支那は聯盟國たる資格なし 一八

五、支那を解せざる聯盟理事會 一九

六、支那側の虚報と逆宣傳 二四

第七、不戰條約と滿洲事變

..... 一六

一、不戰條約の内容 一六

二、自衛行動は不戰條約と抵觸せず 一六

三、我國の行動は不戰條約より見て正當なり……………一六九

四、不戰條約は支那に適用するが至當……………一七〇

第八、九ヶ國條約と國際司法裁判所……………一七二

一、華府九ヶ國條約……………一七二

二、國際司法裁判所……………一七六

組織—權能—強制裁判—滿洲問題を附託する場合……………一七六

第九、結 論……………一八三

滿蒙の我權益

附滿洲事變と國際聯盟

第一 概 説

一、我滿蒙政策の基調

凡そ國際關係は何れの地においても幾分關係國によつて特殊の地位を有するものゝあるのが通例であつて、支那、就中滿蒙における我國民の地位並にその利害關係は過去の歴史と相俟て到底他と同日に論すべきではない。従て今日廣く世界的に論議されてをる滿洲事變に對する日本の行動の如きも、之を公平に且つ遺憾なく論評するためには他の一切の事件と共に滿蒙に於ける國際上の我が特殊地位を充分考察することを出發點とせなければならぬ。

近年日支の間に於て、殊に滿洲に於て各種の不祥事件が頻々として發生し、兩國間の國際關係を紛糾せしめつゝあることは洵に遺憾であるが、我等は此種重大問題に對しては飽迄冷靜に觀察して、如何なる理由と動機に因り兩國間に爾く深刻な事態が激成されるに至つたかを考へる必要がある。

今日、支那側の不信義と無誠意のために未解決のまま山積せられてをる日支外交上の懸案は三百以上の多数を算すと言はれてをるが、それらは事件の何たるを問はず問題發生の直接動機は、すべて支那側の歴史と現状を無視した横暴なる對日政策又は極端な國權回收運動に原因やるものと解すべきである。而して支那が近年事毎に日本に對して挑戰的態度を以て臨むに至つたのは何故であるかと云ふに、それは要するに、(一)支那が日本の對滿蒙政策の目的を明瞭に理解しをらざると、(二)日本が滿蒙の領土保全と平和維持のため今日まで莫大の犠牲を拂ひ精神的物質的に支那に多大の貢献をなしたる事實を支那が忘却しをると、(三)支那が日支協調主義に背き國際信義の公道を離れて我儘勝手の振舞をのみ事とせることによるもので、之等多数の懸案に對しては支那は何處までも全額の責任を負はねばならぬものである。即ち現下の紛糾した滿蒙問題を處理し解決するには、支那は常に日本が滿蒙に對して拂つた犠牲と努力を事實のまゝに確認するばかりでなく、更に進んでその特殊的地位を尊重するものが絕對に必要である。世間往々にして、單に滿洲に於ける支那の領土權確保をのみ辯護して、日本は現に保有する一切の滿蒙特殊權益を放棄するが至當であると説く者もあるけれども、斯の如きは可言不實行

の空論で、我が滿蒙に於ける國際上の地位を辨へない僻見である。かゝる日本の正當なる事實に眼を閉ぢて一方の利益をのみ考慮する偏頗の行動は、そこに危險な禍因を胚胎するものであることを知らねばならない。

滿蒙に於ける我が事業の目的は決して政治的意味を有つてをるものでもなければ、領土的野心を包藏するものでもない。日本は滿蒙に於いて一寸の土地も領得し、或はその地に對する政治的主權を得ようといふ意思などは毛頭もないのである。我國の滿蒙に對する希望の目標は、それよりも遙かに高遠なものであり、尊嚴なものであつて、最も嚴肅な意味に於ける該地の平和と秩序を保持し、各國民をして均等の機會に浴さしめんとするもの、換言すれば、滿蒙の領土保全と門戶開放機會均等主義の二大原則を基調とするものである。若し滿蒙の平和が完全に保たれ、經濟的資源が開發されて産業が振興され、人口遞増してその文化が榮えさへすれば、それで日本の目的は充分達せられるのである。勿論滿蒙の保全は我が國家の生存上絕對に必要であり、曾て國運を賭して露西亞と交戦し、戦後今日に至るまで巨額の資を投じて間然するところなく、經濟産業上の施設經營に國力を傾注し、銳意該地域の平和確立のため至大の苦心を

重ねて来たのも一に右の目的を達成せんとするために外ならぬのである。そこには我が國家の存立に關する國防上の問題も含むことは無論ではあるが、然しその根本主義は飽くまで經濟的平和主義によつて所期の目的を貫徹せんとするに外ならぬ。

然るに現代の支那人は日本の滿蒙に對するこの公正妥當なる目的を認識するの明なく、我が對滿蒙政策の總てを帝國主義、侵略主義の現はれであると誇張し排撃して、謂れなき排日行動に訴へて我が既得權の回收を強要したり、或は條約の嚴肅性をも無視して我が同胞の居住營業權をも蹂躪するなど、恰も彼等支那國民は國權回收の前には條約もなく、國際道義もないものと考へてをるが如く見らるゝのである。如何なる條約と雖も締約國相互の主權を拘束するのが通例で、この條約の拘束力を無視する行動を執ることは國際間の規律を破壊し、時に憂ふべき結果を伴ふものである。

日本が今日まで只管支那のために維れ計り、その領土保全と極東平和のため盡し來つた至深の好意と偉大な功績を忘れて、現代の支那國民が擧つて日本を仇敵視し、國際信義に背き、條約を蹂躪して敢て顧みないのは明かに世界の大勢に逆行し、兩國共存共榮の大道を踏み違へた

行動と言はねばならぬ。

二、近代滿洲の國際的地位の變化

茲に溯つて滿洲の歴史を詳述する邊はないが、その近代に於ける國際關係の變遷を一瞥する必要があるから左に概要を記して置かう。

滿洲の國際的地位の變化を知るには主として過去約半世紀間の歴史を回顧すれば足りる。而して此間の變遷を大別すれば二つの期劃となる。即ち、第一は帝制露國が滿洲侵略政策に餘念なきに對し支那が受動的無力の立場にありたる時代、第二は日露戰爭後日本が滿洲開發と平和維持のため率先努力し來つた時代である。

一八五八年の愛璦條約及び一八六〇年の北京條約締結後、露國は極東進出の機會を覗つてゐたが、遂に日清戰爭の終末に際して多年の宿望を達する機會を捉へたのである。當時彼は獨佛兩國と結んで馬關條約で日本が支那から讓受けた遼東半島を支那に返還すべく日本をして餘儀なくせしめたが、之は所謂三國干涉である。この干涉によつて露國は支那に友情を示したも

として支那側の感謝を受けたのであつて、其結果支那は嘗に李鴻章ロバノフ密約なるものを結んで日本に對し、露支攻守同盟を約したばかりでなく、該密約の取極めに據て露國に東清鐵道敷設權を與へ、こゝに後門虎を引入るゝの危険を敢てしたのである。

更に一八九八年、露國は支那より旅順大連の租借及び東清鐵道南部支線敷設權を獲得することに成功し、かくて此處に海軍根據地を建設し極東への軍隊輸送上に凡ゆる便宜を得たが、之がため日本及朝鮮はその國家的生存に重大な脅威を受くることとなつたのである。

斯くして極東に足場を得た露國は、一九〇〇年（明治三十三年）拳匪事變の勃發に乗じて機敏に他の好機を掴んだのである。當時彼は多數の軍隊を滿洲に集め殆んど全滿各地に駐屯せしめて自由に支配權を行使したが、しかも支那は無力のためにこの露國の專恣横暴を如何とも防止することが出來ず、西比利亞鐵道の完成と相俟て日鮮兩國の安全は極めて憂ふべき状態に陥つたのである。

此間日本は極力露國を反省せしめてその侵略政策を放棄せしむべく、又支那をして事態の重大化せることを自覺せしむべく、凡ゆる外交上の措置を執つたが、それは悉く失敗に終つたの

である。事茲に至つては日本としては自國生存のため將又東洋平和のため執るべき手段は唯對露交戦の一途あるのみである。かくて日露開戦となり、莫大な人命と國帑を犠牲として日本は戦勝したけれども、若し當時日本が懲露の師を向けなかつたならば、露國の極東侵略の凶手が奈邊まで伸びたか知れないし、支那は結局歐米各國に分割併合せられ、世界の地圖から抹殺せられたであらう。

要するに、當時支那は滿洲をロシアの侵略するまゝに放置して時局對策を講ぜんとする意思もなければ、實力もなかつたので、滿洲をロシアの凶手から救つたのは全く日本の力であつたのである。而已ならず支那がロバノフ密約によつて對日秘密同盟を結び、更にロシアに旅大の租借權及び哈爾濱大連間の鐵道敷設權を與へたことは前記の通りであつて、この支那の誤つた親露政策はロシアの野望を幫助し日露戦争の導因となつたことから觀ても當時支那は事實上日本の敵國であつたのである。

當時日本が露支間にこの密約の存したことを知つて居たならば、日本は戦後滿洲に關して欲するまゝの條件を支那に要求しても差支へなかつたのである。けれども日本は決して多くを求

めず、且つ滿洲の領土權に影響する如き行動も爾來絕對に執らなければかりか、更に進んで支那の滿洲に對する領土權を確認すると同時に、日本の正當な特殊權を行使して兩國共存共榮を計ることを一定の方針として常に支那のために盡力して來たのである。

日支兩國間の協調と友好關係を増進することは、全日本國民衷心の希望であつて、それは當時も今日も何等變りがない。寧ろこの高遠にして穩健な對支方針のために日本は幾度か堪へ難き犠牲をさへ忍んで來たのである。

かくの如くして滿洲はその後年と共に百般の施設進境を告げ、今や支那領土中最も豊穡な地方、平和な天地となり、殺伐たる戰禍から遁れて生活の安定を求めんとして山東省其他から滿洲に移住する支那人は毎年百萬人に及ぶと云はれてをる。乃ち公平な第三者は何人も日本が滿洲の經濟的發展と平和及秩序維持に偉大な貢獻をしたことを容易に看取し得るであらう。

以上は一點疑念を挿む餘地なく極めて明白に全世界の面前に展開せられたところの滿洲の實際的變遷を要約略記したものである。

三、滿洲の繁榮は日本の賜

我國は日露戰後一九〇五年ポーツマス條約に引續き支那と善後條約を締結し、南滿洲鐵道を經營するに至つて以來、國力を傾けて滿蒙の平和と經濟的開發のために努力し、巨額の資金を投じ諸般の事業を興して開拓機關の整備を圖つたのみでなく更に教育、道路、衛生等凡ての文化施設をも遺憾なく整へたのである。その結果南滿洲の面目は全然一新され、爾來今日に至る二十六年間にその人口は六七百萬より三千萬に激増し、貿易額は露國の占領時代に僅々二十萬海關兩に過ぎなかつたものが一九二九年（昭和四年）には七億五千萬海關兩、即ち三十七倍といふ驚異的發達を遂げたのである。

この經濟的發展につれて人口の増加するは當然の趨勢で、今日滿蒙に居住する朝鮮人は八十萬の多きに及び、滿鐵沿線には二十萬の我が内地人が居るが、最も顯著な増加をなしたものは支那移住民である。殆んど寧日なき國內の動亂、土匪草賊共匪學匪軍匪等の跳梁による生命財產の不安に悩む支那良民が、居住安定の天地として選ぶところは日本の勢力の及ぶ滿洲の平和

境である。従て此地に移住し來る支那人は逐年遞増し、近年一ヶ年一百万人に達する盛況である。今参考のため一九二三年より一九三〇年に至る八ヶ年間の支那移民數を左に表記して見よう。

一九二三年	四三八、六八九人	一九二七年	一、一七八、二五四人
一九二四年	四八二、四七〇人	一九二八年	九三八、四七二人
一九二五年	五三二、七七〇人	一九二九年	一、一〇八、四六〇人
一九二六年	六〇七、三五二人	一九三〇年	一、〇四六、二九一人

即ち過去二十六年間に於いて日本人が僅かに二十萬人の移住をなしたに過ぎないのに対して支那人は約二千萬人てふ驚くべき多數の人口増加を來したのであつて、之を以て觀るも、日本の滿蒙における施設と勢力により最も多くその恩恵に浴しつゝあるものは日本人に非ずして支那人であることが知られるであらう。

二十六年以前好戰國ロシアのために荒廢された地方も今日では幾多の大都市が出現して、居住民舉つて日本の平和政策を謳歌してをるのであるが、之は支那爲政者の下に於いては到底期

待し得るものではない。即ち滿洲現時の繁榮は一に日本が滿洲の平和維持に萬全を期し、諸般の經濟的文化的施設と相俟てその資源開發に最善の努力を傾注し來つた賜である。

四、日本對滿蒙の經濟關係

國土狭小人口饒多の我國は工業立國を以て國是とする外なく、しかも本國に所要の原料が乏しいから、是非とも近隣より自由に原料を仰ぐべき必要がある。此見地から滿蒙は日本に取て最も重要な關係を有するのである。年々人口の激増に悩む我國として、その調節を計る方法は産業の振興と海外移民の二途による外ないが、滿蒙は移民を目的とする點において餘り多くを期待し得ない。然し産業方面においては我が所要を充たすに充分の價值がある。即ち産業政策の現實問題として必要なものは、資金、勞力、技術及び原料であるが、資金の不足は外資利用の方法もあり、勞力は云ふまでもなく潤澤である。又技術の點に於ても我國は決して他の文明國に三舍を避けるものではない、日本の唯一困難を感じつゝあるものは原料である。現今我國で需要せられる原料の大部分は國外から供給を仰いでをるのであるが、滿蒙以外の原料市場は

何れかの國の勢力下に屬してをるために、各種の保護政策により日本は欲するまゝに之を利用し得ない不便がある。この點に於いて門戶開放機會均等の滿蒙は、交通運輸その他地理的關係からしても原料供給地として日本に最も大切なものである。

滿蒙が日本に供給する原料品は少くないが、その中製油及肥料の原料となる大豆、燃料及びコークターの原料としての石炭、曹達工業の基礎たる鹽、機械製造の絶対必需品で且つ一般工業の基本要素たる鐵等二、三の重要原料だけでもその供給力は殆んど無限と稱すべきものであつて、日本は之等を利用することに依てその産業は將來無限の發展を期待し得るのである。この他日露戰後日本の努力によつて發見され開發された天然資源は實に莫大なるものである。今試みに石炭、鐵、鹽及大豆の供給力の如何に大なるかを一瞥すれば、

(イ)石炭 單に撫順炭田のみでも、埋藏炭量十億噸を有し、毎年一千萬噸の割合で採炭しても裕に百年の供給をなし得るのである。この外煙臺、本溪湖、塔連等の炭田も可なりの炭量あり、更に之等以外に、撫順のそれよりも遙かに多量の埋藏炭を有してをる炭田もあるのである。

(ロ)鐵 鞍山站鐵礦だけでも鐵量二億噸と稱せられてをる。之は毎年二百萬噸の割合で製鐵するとしても百年間の供給力を有してをるものである。

(ハ)鹽 滿洲に於ける鹽の生産額は年によつて著しき豊凶があるので一定の年産額を示し難いけれども、年約三百萬擔(三億斤)が平年作と見て大差なからうと思ふ。

(ニ)大豆 現今の年産額は三千萬石であるが、之は世界全産額の約半額に相當するものであつて、如何にその供給力の豊富であるかを窺知し得るであらう。而して支那農民の移住が逐年激増しつゝあるから彼等の開拓と世界的需要の増加と相俟て滿蒙に於けるこの生産は將來益益増大するは明かである。

五、滿蒙に於ける投資額

經濟的價值から觀て、滿洲をして今日の繁榮を來さしめたものは日本である。従て經濟方面に於て我國が特殊の地位に在るは勿論であり、又投資の現實問題に於いても斷然列國を抜く優越の利害關係を有してをる。即ち滿洲に於ける各國の總投資額は約廿億五千萬圓であつて、こ

れを國別に大別するならば

日 本	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
露 西 亞	四六〇、〇〇〇、〇〇〇圓
英 吉 利	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓
北 米 合 衆 國	二六、〇〇〇、〇〇〇圓
佛 蘭 西	二一、〇〇〇、〇〇〇圓
瑞 典 丁 抹	一、〇〇〇、〇〇〇圓
其 他 各 國	二、〇〇〇、〇〇〇圓
合 計	二、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

(註) 右の内露國の四億六千萬圓は東支鐵道を中軸とする投資である

右の如くであつて、昨今各國の對滿投資熱非常に盛んであり、英米兩國の鑛業投資計畫や獨逸の鐵道投資等が頻りに傳へられてをり、中には我等の戒心を要するものもあるけれども、我國の對滿經濟關係は到底他の列國のそれと同日に論すべきものではない。

日本の滿蒙投資額約十五億圓の大部分は滿鐵及びその關係事業であつて、投資の形式は

借款によるもの	約 二三八、〇〇〇、〇〇〇圓
法人によるもの	一、一三六、〇〇〇、〇〇〇圓
個人によるもの	九五、〇〇〇、〇〇〇圓
合 計	一、四六九、〇〇〇、〇〇〇圓

更に之を事業別に内譯すれば次の通りである(單位百萬圓にして左記は概數である)

運 輸	八二五	工 業	一〇六
商 業	一一八	電 氣 瓦 斯	三八
金 融	二〇五	保 險	一
農 林 業	二四	鑛 業	一〇〇
其 他	五二	合 計	一、四六九

この巨額の投資と其他有形無形に莫大の犠牲を拂つて滿蒙の開發に國力を傾け來つた日本が此地域に於ける自國の權益を擁護するは當然であつて、絶対に他の覬覦を許さないのである。

六、我が對滿政治的關係

我國が滿蒙に對して何等の政治的野心を有しないことは過去の事實が最も雄辯に立證してをる。けれども滿蒙が地理的經濟的に我國に密接な關係を有してをる關係上、正當にして且つ平和主義を基調とする我が滿蒙政策に悪影響を及ぼすが如き問題は經濟上これを黙過し難いのであるから、政治的にも滿蒙は決して等閑に附し得ないのである。

各國就中支那の對滿蒙政策が直接日本のそれに影響を及ぼすものであることは贅言を要しない。勿論主義に於いて、支那はその宗主權を有する領土内に於いて自國の欲するまゝに如何なる政策をも採用し得る完全な權利を有してをるけれども、少くとも滿洲に於いては日本の既得權益を蹂躪するが如き政策は斷じて採用し得ない筈である。一例を鮮人問題について謂へば、在滿鮮人に對する支那の政策は直に日支兩國の外交問題と産業關係に關聯するもので、今日滿洲に在て農業に従事しをる百萬に近き鮮人の大部分が、不幸にして支那官憲の無法な壓迫の下に苦しめられつゝある如きは政治的にも重大問題として考へねばならぬことである。

七、滿蒙に於ける日本の優越權

地理的關係に於いて滿蒙の地は我國と隣接しをるため通商、國防及政治的方面の兩者の關係は、他の諸外國のそれと同架に置かるべきものではない。殊に滿蒙の平和確立と資源開發のため幾多の苦心を拂ひ、巨資を投じて滿洲の面目を一新した日本の功績からしても日本は當然滿蒙の國際關係に於いて優越的地位に在るべきものである。而して我國のこの優越權又は特殊利益については列國齊しく承認を與へるもので、一九〇二年、一九〇五年及一九一一年の日英同盟諸條約や一九〇九年の日佛協約において明かに相互公認してをるし、更に一九一七年十一月二日日米兩國政府間に交換せられたる石井ランシング協約に於いても、米國は、「領土接近しをる關係上より日本が支那に有する特殊利益を承認する」旨を盟約し、同日附にて我が石井特命全權大使宛ランシング國務長官から送達した公文の一節に、

「合衆國政府は日本の支那、殊にその領土接壤せる地域に於いて有する特殊權益を承認す、但し合衆國政府は、支那の領土主權は保全さるゝものなることは日本帝國政府が屢次聲明

せる證言を信ずると共に、地理的地位が日本に與へたる此種特殊利益が他の國民の通商に對して差別的待遇を與ふるが如き、或は他の列國が既存條約に依て許されたる通商上の權利を無視するが如きことなきを希望するものなり云々」

とあり、日本は滿洲に於ける自國の權益を擁護するために必要な行動を執ることは當然の權利である。尤も前記日英條約は勿論のこと、日佛協約及石井ランシング協約中の特殊權益なるものは其後一九二二年二月六日華盛頓に於いて調印（一九二五年八月五日より實施）せられた支那に關する九ヶ國條約（日、英、米、佛、伊、和、白、支、葡）によつて之は原則上認められないことになつたけれども、現實問題として滿蒙に於ける日本の優越的地位は否定し得ないことであり、且つ我が既得權益は夫々日支兩國間の條約によつて正當に與へられてをるものであるが故に、正當に之を保護することを保障されてをるのである。華府九ヶ國條約第三條及四條には次の如く協約してをる。

第三條 一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戶開放又は機會均等の主義を一層有
效に適用するの目的を以て支那以外の締約國は左記の事項を要求せざるべく又各自國民

の左記事項を要求することを支持せざるべきことを約定す

(イ)支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益のため一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極

(ロ)支那に於て適法なる商業若しくは工業を營むの權利又は公共企業を其の種類の如何を問はず支那政府若しくは地方官憲と共同經營するの權利を他國の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或はその範圍、期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無効に歸せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權

本條の前記規定は特定の商業上、工業上若しくは金融業上の企業の經營又は發明及研究の獎勵に必要なべき財産又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす

支那國は本條約の當事國たるを問はず一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するにつき本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す

第四條 締約國は各自國民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せ

んとし又は相互間の獨占的機会を享有することを定めんとするものを支持せざることを約定す

以上の如く華府條約で約定してをるのであるが、然し我國の滿蒙に於ける優越權なるものは、元來外國の侵略に對して支那の領土を防衛保全し、且つ我國の存立を安全ならしめ、以て東亞全局の平和を確立するために我國の負擔する任務を遂行する上において必要とする範圍及び程度を超えざる最小限度のものであつて之が放棄は直に支那の安寧を脅かし、我國の地位を危殆ならしめ、極東の平和を不安ならしむることは既往の歴史が之を立證するのである。

侵略主義の帝制露國は亡びて北方よりする威嚇は一時念とするに足らないやうであるけれども、支那自身の不自覺な妄動が事毎に時局を紛糾せしめて無法な反日行動を固執してをるために日本は到底晏然たるを得ないのである。殊に歐洲方面に於てその勢力を失墜した共產赤露が極東に政治的經濟的立脚地を樹立するの野望を有し混沌たる支那の情勢に乗じて、その侵略的手腕を支那に伸ばしつゝある事實は滿蒙の平和と我が權益確保の上から見て忽諸に附すべからざる重大問題である。現に外蒙古は事實上勢農赤露の手に歸し、トルキスタンを貫通する一千

數百哩の鐵道も既に完成されたのであるが、之は總て敷設せられる海蘭鐵道に迪化、伊犁を経て連結さるゝ運命を有してをるものである。その結果として露國は外蒙古の南を迂廻して中部支那にその勢力を進出せしめるのである。假に現在のまゝとしても右露國の鐵道は二日の行程で新疆省の首府迪化から聯絡し得るのであるから、露國は政治的經濟的に之を利用して新疆青海より甘肅に勢力を及ぼし得るもので、一九二〇年前後より着手した新疆方面への進出野心は既に準備殆んど完成したと云つてもよい。

斯くて彼の傳統的侵略主義の魔手が滿蒙に波及し來ることは自然の順序であつて、這次の滿洲事變に際して露國は東支鐵道占領を畫策し、或は黑龍江省支那軍憲との間に露支密約を結んで兇暴なる黑龍江省官憲を援助して兵器彈藥を支那に供給し、馬占山軍に多數の赤露將卒を混入せしめて露骨な積極的援助の下に滿洲の治安を攪亂しつゝあることは蔽ふべからざる事實である。

我が國家の存立上滿蒙の平和は絶対に必要であつてその既得の權益を確保することは、恰かも米國が國際聯盟條約においてそのモンロー主義を是認せしめんとすると同じであつて其間何

等の非理を止めないのである。若し英米佛等の列國が滿蒙の安全に對して我國と同一の利害を有し、支那亦國際信義の常道に立つて自立自衛の能力を有してをるならば、我國獨り滿蒙保全の重大責務を擔任するの要もなければ、鐵道その他に對する優越權を保有する必要もないのである。けれども東洋の禍根たる滿蒙永久の平和については現代日本以外の何れの國からも保障されてをらないのであつて現在及び將來において此地域に現はるべき外國の侵略に對抗し國運を賭して防衛する責任を負擔する國がない以上、又支那自身が名實共に日本その他の文明國と同様程度に進み國內の平和を維持し外人の居住營業の自由と、生命財産の安全を保障し得るに至らない以上は、日本は飽迄もこの責任遂行のためその優越權を確保しなければならぬのである。

八、危険なる支那の行動

國際間においては相互歴史的事實を尊重せなければならぬ。滿蒙の人口が年と共に増加し、今日の繁榮を來すに至つたのは既に述べた如く日本によつて

(イ) 滿蒙において平和と秩序が維持されてゐること

(ロ) 資源の開発せられたること

(ハ) 該地方特産物に對する需要の増加せること

の結果であつて、日本の滿蒙政策が侵略的であつたり邦人の投資と企業がなかつたならば滿蒙今日の發展は期待し得なかつたのである。と同時に滿蒙特産物に對する日本の需要がなかつたならば之れ亦現在の如き巨額の輸出と消費を見ることが出来なかつたであらう。之れ滿蒙の國際關係が此歴史的事實を基本とし、且尊重せなければならぬ所以であつて、此史實を背景とする日本の特殊權益の重大なる所以である。

然るに茲に最も遺憾に堪へないのは、滿洲に於ける日本の地位を覆へすを目的とする如き各種の手段を以て支那の國民が誤られた所謂國權回收運動によつて屢々危険な行動を冒しつゝあることである。

國家生存上のためにする努力は絶對である。我國が國運を賭して露國の横暴を懲したのも畢竟此必要から出たものであつて、その結果極東の平和は維持され、支那の領土は保全されて來

たのであるから支那國民たるものは須くこの日本の好意と偉大な功績に對して深甚の謝意を表すべきである。にも拘らず現代の支那人は一も二もなく日本を帝國主義の國なりとして排擠してをるが、斯の如き行動は如何に不合理であり、如何に危険であり、又如何に歴史上の事實を無視する冠履顛倒の謬見妄動であるかは、それ自體が示す通りである。

彼等支那人はたゞ故もなく徒らに日本を目して武力的或は資本的帝國主義の政策を弄するものゝ如く誤解し宣傳しつゝあるけれども、然らば事實問題として支那は日本の滿蒙施設によつて如何なる損害を受けてをるか、又日本の執り來つた政策の何ものが滿蒙の平和と繁榮とに不利なる影響を與へたか、更に日本の如何なる施設が門戶開放機會均等主義に反して壟斷的利益を獲得しつゝあるか、此等の諸點に就ては恐らく彼等は事實を枉けて天下に公答することを得ないであらう。ことほど左様に我國の對滿政策乃至施設は平和的であり、非帝國主義的であるのである。若し日露戰爭によつて日本が滿洲を露國の爪牙から救ひ、支那の領土權及び行政權を保全しなかつたならば、滿蒙は恐らく露國の馬蹄に蹂躪され、事實上露國の自由に委せられて現時の平和と繁榮を望まれなかつたであらうことは、李鴻章ロバノフ密約として世に知らる

る露清條約（一八九六年）の内容によつて斷言できるのである。何となれば、該密約に於てロシアの極東進出と滿蒙における勢力扶植に必要な滿蒙鐵道に關する要求や膠州灣其他に關する重大な要求を容認し

- (A) 極東における露國の領土及び朝鮮の領土領海をも含めて密約行使の條件とせること
- (B) 鐵道及權益擁護の名目の下に殆んど無制限に露國軍隊を滿蒙に駐屯するを許したること

- (C) 滿洲の北方黑龍江及吉林の兩省を横斷（滿洲里より滿洲に入りハルビンを経て走るもの）して浦鹽斯德に至る超西比利亞鐵道の敷設權を與へたること

(註) 之は東清鐵道として知らるゝものであつて一八九六年九月八日の協約で清國政府が露清銀行にその敷設權を與へたものである。而して該鐵道に依れば浦港までの距離は露國領土内を走るそれより五百六十八哩短縮されるのである

- (D) 露國は表面支那をして五百萬庫平兩を拂込ませ露清銀行を兩者の合辦組織とせるもその支配權は全く露國の掌中に握り、チタ市とロシア南ウズリ鐵道とを聯絡する鐵道敷

設權その他ロシアの欲する重大な權利を該銀行の名に於て獲得したること等の密約内容は明かにロシアの侵略政策を立證するものであるからである。

露國の爾く侵略的であつたに反し、日本が如何に平和を好愛するものであるかは、曾てロシアの極東經略の根據であつた旅順の要塞は日露戦後日本が之を取毀して了つた一事を見ても諒解できるであらう。又日本は善隣共榮の見地から南滿鐵道會社株を當初支那側に提供して雅量と誠意を示したに拘らず彼等は之を拒否したのである。

我國は曾て支那に對して未だ一回も條約不履行をやつたことがない。然るに支那官民の近年の暴狀はどうであるか、各地に割據して兇惡の限りを盡してゐる支那軍閥の振舞は全く言語に絶したものである。責任ある地位に在る支那名士中に、滿洲より日本人を驅逐すべしと公言する者があつたり、在留邦人の生命財産を脅かし或はその平和や商取引を故意に阻害する地方官憲があつたり、或は又對日惡感情を助勢するために絶えず組織的反日宣傳を行つてゐる私的團體の行動が公然許されてゐるが如きは、日本にとつて單に物質的利害問題としてばかりでなく國家の名譽と威信に關する問題として到底黙過し得ないものである。しかも斯る事態の下にお

いても日本政府は尙且つ忍ぶべからざるを忍んで懸案解決に努力し、依然兩國の共存共榮を實現せんとする傳統的政策を把持一貫し來つたのであるが、不幸にして四億の支那民人は膏肓の失明ばかりで、この日本の協調的態度を以て我國の軟弱外交であると誤解してその專恣驕慢の振舞を増長して來たがために今次の滿洲事變のやうな悲しむべき結果が招致されたのである而して今日尙支那側が自國の非違を改めんとはせず、凡ゆる逆宣傳を以て我國を誹謗し、世界の輿論が彼に合流することを期待してゐるやうであるが、それは聽て寂しき槿花一朝の夢と消え去るであらう。何故なれば、世界の公論は、如何なる國たりと雖も自國の權利を回收する口實として、故なく條約上の責務を無視し、史實を没却して、無法な手段方法を以て他國の正當なる權益を干犯するを斷じて容認しないからである。掠奪、強姦、虐殺、土匪草賊の横行等全く無警察の醜態を暴露し、條約上の責務や國際上の信義など丸で顧みない現今の支那人が、若し穩健な日本の外交を帝國主義の發露であると云ふならば、それは自己の醜惡に氣づかざる猿の尻嘔ひと一般で、帝國主義なるものは實は支那獨自のお手のものであることを知らずにゐるものと言つてよい。故に支那人、殊に現代の支那青年たるものは、須く似而非愛國の悲歌慷慨

より一轉して、冷靜に歴史の背景に想到し、時局の真相と東亞全局の大勢を凝視正觀すべきである。然らざれば彼等は永遠に昏破れて齒の寒きを感じるであらう。

第二 日本 の 條約 上 の 地位

A 領 土 租 借 權

我國對滿蒙の利害關係は他の列國のそれと同日に論ずべからざる特殊のものであることは既説の如くであるが、この地域における我國の特殊權益は凡て日支兩國政府間に締結された條約によつて正當に與へられたものである。以下この特殊權益の基礎をなす諸條約の關係を述べることにする。

(イ) 關 東 州 租 借 權

抑も我國の滿蒙に於ける權益の基礎をなすものは、一九〇五年（明治三十八年）九月五日米國ニューハムプシヤ州ボーツマスに於て調印せられた日露講和條約と右條約中の關係事項を特に承認せしむるため同年十二月二十二日北京において日支兩國間に約定せられた日清滿蒙善後條約並に同附屬協定に依て露國の有した一切の權益を繼承したに始まり、一九一五年（大正四

年)五月廿五日の日支條約によつて完成されたものである。

關東州(旅順大連即ち遼東半島)の租借は、一八九八年三月二十七日締結された露清條約、即ちバプロッフ條約第三條に據ると、該條約成立の日より滿二十五年を経て一九二三年(大正十二年)三月二十六日で滿期となる筈であつたが、我國は其後支那の同意を得て一九一五年五月二十五日訂立した日支條約(所謂二十一ヶ條條約)によつて右租借期限を九十九ヶ年延長する事となつたから(同第一條)、關東州の租借期限は民國八十六年即ち西曆一九九七年に滿期となる譯である。

(註一) ポーツマス日露講和條約では、將來の平和及び親睦回復(第一條)、韓國における日本の政

治上、軍事上及經濟上の優越的權益を承認すること(第二條)、關東州租借權(第五條)、長春以南

の鐵道本支線並に礦業權を日本に讓渡すること(第六條)、滿洲に於ける鐵道を商工業の目的にの

み使用すること(第七條)、其他支那の主權尊重、薩哈噠島南部の讓與、鐵道守備兵の駐屯權、ロ

シヤが南滿に於て有する一切の權利を日本に讓渡すること、等を規定してをる

(註二) 日清滿蒙善後條約及び同附屬協定においては、日露講和條約中の事項を支那が承認し且つ

將來何等か案件の生じた場合は隨時日清相互間に協議することを約定し、更に(イ)東三省十三都市の開放、(ロ)安奉線の經營及び改築、(ハ)通商地及居留地の開設、(ニ)鴨綠江材木會社の設立、其他日露軍隊撤退後の處置等を協定してをる

即ちポーツマス條約第五條において、ロシア政府は清國政府の承諾を得て旅順大連並にその附近(即ち遼東半島全部)の領土及領水の租借權及び該租借權に關聯し又はその一部を組成する一切の權利及特典を日本政府に移轉讓渡す、と規定し、又一九〇五年北京に於て締結された前記日清滿蒙善後條約第一條では、清國政府は日露講和條約第五條及六條によりロシアが日本に對して爲したる一切の讓渡を承諾すと規定し、その第二條には日本政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並に鐵道敷設に關する現存條約に關し努めて遵行すべきことを承諾す、而して將來何等かの案件の生じた場合には隨時清國政府と協議の上之を解決すべしと規定してある所から、一九一五年の日支交渉により租借期限延長の協定を見るに至つたものである。

支那政府が膠州灣を獨逸に租賃した時の條約に據るもその期限を九十九ヶ年と定め、佛蘭西に租與したる廣州灣も、英吉利が租借した九龍及香港附近の地面海面も皆九十九ヶ年を以て期

限としてをるのだから假令一九一五年の日支條約が成立しないものとしても日本は當然九十九年の關東州租借權を主張し得る充分の根據がある。況して日支間には有効に成立してをる南滿洲及東部内蒙古に關する條約が儼として存在する以上、我が關東州租借に就て兎や角いひ得ないことは勿論であつて、支那人は動もすればこの日支條約の凡てが日本の脅迫によつて出來たものであると高唱してをるけれども、支那が他の列強に對して九十九年の租借期限を與へてをるから、日本も亦同様の期限を要求したに過ぎないので、固より之に對して何等文句をつけられる筋合のものではない。

近來支那側は、獨立した國家と國家との間に嚴肅に且つ正當に取極められた既存の條約にまで苦情をつけ日支間の國交を徒らに紛糾せしめてをるのは支那の爲めにも誠に悲しむべきことである。

尙我が關東州租借地の北方には中立地帯があり、日本の承諾なくして支那軍隊はこの地域に立入ることが出來ないのである。中立地帯設置の目的は租借地の安全を確保するにあることは言ふまでもない。

(ロ) 鐵道附屬地の行政權

租借地ではないけれども、滿洲に於ける鐵道附屬地なるものは我國が行政權を有してをる點において幾分租借地に類似したものである。之は日露戰爭以前ロシアが有してゐた權利で、その基礎をなすものは一八九六年八月の露清條約であつて、該條約第六條に、

「鐵道を建設經理し防護するため必要な土地又は鐵道附近にて土砂、石塊、石炭等を採掘するために要する土地にして官有地なるときは清國政府より無償にて、又民有地なるときは時價にて會社に讓渡さるべきものとす。會社はその土地に對し絶對的且つ排他的行政權を有すべし、又會社の一切の收入及賃銀については凡ゆる租稅を免除せらるべし」

右の如く規定してあるのである。我國はポーツマス條約によつて此露國の權利を繼承し、更に日清滿蒙善後條約（一九〇五年十二月二十二日）第一條により支那の承諾を得、土木教育衛生等に關する一般行政權は滿鐵の手に委任せられ、今日の如き諸般整備した施設を見るに至つたのである。

B 鐵道經理權

滿洲に於ける鐵道權益を最初に獲得したるものは、所謂三國干涉によつて日本をして遼東半島を支那に還附せしめた報酬として露國が一八九八年三月二十七日その全權バヴロフと清國全權李鴻章との間に締結した露清條約によるので、その續約第三條に

「露國は西比利亞鐵道枝線の終點は旅順大連に至るも半島海岸の別所に至らざる事を承允す又兩國は枝線經過地方の鐵道利權を他國人に讓與せざることを約す、清國の山海關鐵道の延長して枝線附近に至ることに對しては露國は之に干與せざることを約す」

とあり。該條約に據るときは西比利亞鐵道枝線即ち今の南滿洲鐵道地帯の權益を第三國に讓渡し得ないのみならず、支那は山海關鐵道即ち今の北寧線を南滿洲鐵道附近以上に敷設することが出来ない譯である。

而して我國は一九〇五年九月五日のポーツマス條約に依て遼東半島租借權と共に従前ロシアの有してゐた右鐵道經理權その他一切の權利を露國から繼承（同條約第五條及第六條）し、更

に同年十二月二十二日小村全權と袁世凱との間に訂立した日清條約第一條に於て

「清國政府は日露講和條約第五條及第六條により露國が日本に對して爲したる一切の讓渡を承認す」

と規定するに至つて我が鐵道權益は完全に確立されたのである。然るに前記露清條約第三條の末尾は多少明確を缺くを以て、我國は更に滿蒙に關する日清秘密議定書第三條に於て、

「清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て清國政府が同鐵道を回收せざる以前に於ては同鐵道の附近に於て若くは之に並行して如何なる鐵道幹線をも敷設せず、又同鐵道の利益を害すべき如何なる枝線をも敷設せざるべき旨を承諾す」

と約定したのであつて、此條約の效力は今日も依然儼存してゐるのである。

かく條約上の明文あるに拘らず、支那側ではこの秘密協定を以て條約の成文と見做す能はずとの勝手な理由を楯として近年盛んに、滿鐵並行線及び包圍線を建設して甚しく滿洲における我國の鐵道權益を蹂躪してゐるが、會て一九〇七年七月法庫門新民屯間の並行線敷設計畫に對し、又一九〇九年十月米國財團と支那側との間に錦州愛琿間鐵道敷設計畫を立てた際に、我國

は前記並行線包圍線禁止を規定せる秘密協定を根據に抗議した結果兩者孰れも計畫を破棄されたのである。即ち此事實は明かに支那側においても本協定の拘束力を確認しをることを立證するものである。

鐵道に關する權益及び並行線問題に就ては、なほ心得て置かねばならぬことが少くないが、それらは更に項を改め、後段各鐵道別の部に於て夫々説明することにしよう。要するに鐵道權益は我國の滿蒙に於ける權益の骨子をなす最も重要なものである。

C 鐵道借款と優先權

南滿に於ける我國の租借地は東四省の廣大な面積と比較して見たならば實に細微なるものであるけれども、租借地の重大性は單に面積上の比較對照から論ずべきものでなく、日本が條約によつて酬いられた權益を確保して滿蒙を開發した實績上の價值を基調として論じて甫めてその眞意義をなすのである。而して日本の權益中最も重要な鐵道關係において我國は別に排他的獨占權を固執するものに非ず、各國機會均等を根本の主義としてをるものであるけれども、我國

對滿蒙の關係は他の列國のそれに比して遙かに密接なものであり、投資方面から見ても斷然他を凌駕してをる關係上、凡ての國際的地位において優越權を有してをるのは當然である。

今日支那は日支兩國間の公約を無視して、盛んに滿洲に鐵道網を張り、我國の鐵道權益を阻害してをるが、その敷設費の多くは日本側から供給された借款であつて全く恩に報いるに仇を以てする振舞である。殊に滿蒙における支那の對日鐵道借款未償還元利總額一億七千萬圓内外に對して久しく債務を履行せず、鐵道借款を流用して軍費に充當し、或は不急の築港工事を起して大連港の繁榮を奪はんとする等の不徳行爲に至つては沙汰の限りである。參考のため支那の滿蒙鐵道借款未返濟總額を借款別として左に表示して見よう（單位圓）

吉長鐵道借款	八、一六〇、〇〇〇
吉會鐵道豫備契約前渡金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
同 利子延滞額	三、八九〇、八〇四
滿蒙四鐵道豫備契約前渡金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
同 利子延滞額	八、四九〇、五二〇

吉會鐵道滿蒙四鐵道其他借款前渡金に對する利拂借款第二次第三次及第四次	二八、〇五五、九七三
四洮鐵道第六次短期借款	三二、〇〇〇、〇〇〇
同 利子延滞額	一二、三九三、二一八
吉敦鐵道借款	九、一五八、一〇六
同 利子延滞額	一、六四八、四五九
洮昂鐵道借款	一、〇四四、四九六
同 利子延滞額	七四、五八九
吉敦鐵路局未收金	一〇、七六七、四二四
同 上	一〇、九八九
洮昂鐵路局未收金	一六、三一六、七一七
同 上	七、六〇〇
同 上	五〇、五六〇
四洮鐵路局未收金	二八〇、六八五

瀋海鐵路局未收金	一八二、一二〇
北寧鐵路局未收金	八、九三五
齊克鐵路局未收金	五、〇六一
四鄭鐵路公債	一、一四二、〇〇〇
吉敦鐵路局假拂金	二、七八七、五〇八
四鄭鐵道借款	四、七八〇、〇〇〇
返濟未完借款額合計	一七一、二五五、七六四

我國は南滿洲鐵道會社及其傍系事業に既に十數億圓の投資をなしをる上、更に支那側の鐵道施設に對して前表に示すが如き巨額の債權を有してをるが故に、これら重要な權益を擁護するために萬全を期するのは必要なとであり、そこに優越權が成立するのである。換言すれば、滿蒙に於ける日本の鐵道優越權の基礎は事實に基づくものであつて主義又は形式上から出たものではない。例へば一九〇七年（明治四十年、光緒三十三年）四月日清兩國政府間に締結された吉長鐵道に關する協約第三條第二項の末段に、

「清國政府は將來吉長鐵道に於て枝線を増築し或は該鐵道を延長する場合に、其敷設は清國政府の自辦たるべく、若し資金に不足あるときは南滿洲鐵道會社に向て借款を申込むべし」

と投資權を保留し、又一九一三年（大正及民國二年）十月五日締結した協約において、「將來支那が滿蒙に於いて開海、吉海、四洮、長洮、洮熱の五鐵道を敷設する場合には日本は敷設に關する一切の費用を借款の形式によつて供給すべし」と借款應募の優先權を協定したとは、一は支那側の滿蒙開發を援助して日支の共榮を圖り、他は我が鐵道業績に多分の利害關係を有する此種支那鐵道に政治的野心ある第三國の投資を見るやうなことがあつては我が權益が無性に脅かされることとなるから、その擁護の必要から此種の協定をしたに過ぎないのである。之は獨り日本のみでなく、各國中にその前例が少からずあるのである。

D 鑛業權

(イ) 基礎條約

鐵道に亞いで日本に取て重要な權益は鑛業である。滿蒙に於ける我國の鑛業權を確定する條約は、一九〇九年（明治四十二年）の滿蒙五案件に關する協約と一九一五年（大正四年）の日支條約とである。即ち前者に於ては日本の撫順及び煙臺炭鑛の探掘權、安奉線および滿鐵沿線鑛山に關する日支合辦權を承認し、後者においては南滿洲における牛心臺（炭鑛）、田什付溝（炭鑛）、杉松崗（炭鑛）、鐵廠（炭鑛）、暖池塘（炭鑛）、鞍山站（鐵鑛）、缸窑（炭鑛）、杉松崗（炭鑛）
 Ⅱ同名なるも前者と別所）、夾皮溝（金鑛）の九鑛區を日本に開放しその試掘及び探掘權を與へたのである。

之等鑛床は一九〇九年滿鐵地質研究所が初めて發見したものであつて、その中鞍山鐵鑛と撫順及び煙臺炭鑛が最も重要なものであることは一般の知る通りである。

(ロ) 無法な支那の鑛業權回收運動

然るに支那側は近年流行の國權回收熱に嚙まれて、正當なる國家間の公約によつて與へられた我鑛業權に對して無法な回收運動を行つてをるのである。即ち昭和五年支那官憲は「日支條約上何等規定なきを以て滿鐵は撫順炭鑛のオイルシエル事業に對して鑛業權を有せず」との抗

議を日本政府に提出した。我國は勿論この抗議を一蹴したが、支那は更に鞍山製鐵所並に奉天省と大倉組との合辦に係る本溪湖煤鐵公司(明治三十八年末創立以來約二十六ヶ年)の壓迫に着手し、其他邦人の礦業權に對して種々なる不法回收を試み前途樂觀を許さざる情勢にあるのである。

E 森林 林 權

邦人が南滿洲に於て造林及伐採等の森林事業を經營し得ることは一九一五年の日支條約によつて與へられた既得の權利であるが、支那側はその國內法たる森林法又は其他の法令を楯に外國人の森林伐採權を禁止し邦人の既存事業に對して凡ゆる不法の壓迫を加へてをるのであつてその結果、吉林省に於て、多額の投資をして斯業に従事して來た富士製紙、三井、大倉等の邦人商社は莫大の損失を被り、遂に事業を中止するの止むなきに至つてをる現狀である。

南滿の木材資源として最も重きをなすものは、殆んど供給無盡と稱せられる鴨綠江上流の森林である。この森林を伐採して日支兩國の利益を圖らんとする目的の下に日支合辦の鴨綠江伐

本公司が創立されたのは日露戰爭後間もないことであつて、それは日支シンヂケートの一會社を組織するといふ條件の下に日本は鴨綠江右岸に於ける森林伐採權を得たもので、此伐採權の期間は二十五ヶ年である。而して此期間を延長することは恐らく望みないであらうと云ふ人もある。

F 居住營業の自由權

支那は我國に對して、「日本國民は南滿洲に於て自由に居住往來し並に各種商工業その他の業務に従事することを得」と一九一五年の日支條約において盟約してをるのであるから我等日本人は南滿の何れの地たるを問はず自由に居住し、往來し且つ商工業に従事し得る權利がある筈である。之は獨り日本人のみに許された權利ではなくして滿蒙に於ける門戶開放主義によつて各國人みな之に均霑し得るもので、依て以て滿蒙の經濟發展を期待し得るものなるが故に、支那側としても外人の滿洲移住を歓迎せなければならぬのである。

然るに支那官憲はこの條約上の明文を無視して在滿邦人の居住營業に對して極度の妨害と壓

迫を加へ、條約の神聖を冒瀆してをるのである。例へば奉天省當局が最近該城内において日本人に貸家せる支那人家主に對して

(一)、借家期限満了せるものは再契約せざることを

(二)、今後尙永き期限を有するものは三箇年以上に及ばざるやう一律に契約を改訂すべしとの嚴命を發し各地みな之に倣つて邦人を壓迫したるが如き、或は支那人經營の奉天紡紗廠の製品を保護するため邦人經營の滿洲紡績會社製品に對してその單一生産税の特典を認めずして之に不當の重税を課せるが如き、或は又、北滿邦人企業中最も基礎鞏固なりと稱せられた北滿電氣會社(ハルビン)を覆へさんとの目的を以て吉林省官民合辦の電業公司(資本金四百萬元)を創立し、五千キロの發電所を建設して北滿電氣會社の哈爾濱市街電車敷設權を取り上げ、更に無法にも警察力を以て市民に電燈の切替を強制して電燈事業の奪取をも試みたるが如き、その他在滿鮮人に對して勝手なる判決をなしたる吉林司法當局の我が治外法權蹂躪行爲、滿鐵附屬地内の支那側の違法徵稅行爲等の如き、今や條約の正文も全く一片の空文に終らんとし、爲めに各地に散在する邦人は居住の不安に堪へずして我が行政權司法權の及ぶ地域又は内地に引

揚げの止むなきに立至り、在滿邦人の數は斯くして最近逐漸遞減し行くと同時に邦人の事業は逐年衰頹しつゝあるのである。

商工農林方面のみにても二億五千萬圓内外に及ぶ巨資を投じて致々營々今日の地盤を開拓し來つた邦人の在滿權益が支那側の不信義な行動によつて、空しく根柢より覆さるゝが如きは斷じて忍び得る所でない。従て滿蒙に關する日支間の懸案は此際速に根本的解決を要する事態に直面してをるのである。

G 土地商租權

(一) 商租權の基礎條約

日本の對滿蒙平和的施設は過去十年乃至十五年を通じて支那側の我が土地商租權無視によつて著しく阻害せられてをる。

抑も南滿及び東部內蒙古に於ける邦人の土地商租權を確立する條約上の根據は、一九一五年

五月二十五日北京に於て我が駐支日置公使と支那政府との間に調印された日支條約に基くものである。該條約は南滿洲及東部内蒙古に於ける日支兩國の經濟關係を發展せしめんことを目的として締結されたものであつて、その第一條に旅順大連の租借期限の延長、第二條に滿洲における各種商工業又は農業の經營、土地の商租その他東蒙古における合辦事業を承認すること、及び第五條以下に於て旅券登録、警務、課税、民刑訴訟の場合及び諸都市の開放、鐵道借款事項等に関して各種の公約をしてをるのである。即ち土地の商租については同條約第二條において、

「日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設するため、又は農業を經營するために必要な土地を商租する權利を得」

とあり、更に同條約附屬公文においては、

「右の商租の文字には三十箇年までの長き期限附にて、且つ無條件にて更新し得べき租借を含むものとす」

との字義の註釋を加へて相互承認を與へてをるのである。商租の無條件更新とは事實上の土地

所有權を意味するものであつて、三十箇年の商租期間満了の場合は相手支那人方の意思の如何に關せず、新契約締結の手續や代償を支拂ふことなどを要せずして商租權を存續し得る、換言すれば、邦人は南滿洲において永久に土地を商租し得る權利(事實上土地の買收所有權である)を有し、右條約によつて之を保障されてをるのである。

(二)一九一五年の日支條約は完全に效力を有す

一九一五年の日支條約は滿蒙における我國の特殊地位の基礎をなす我が條約中の重要なものであつて、支那人が常に不公正な國辱條約であると稱し、その無効を主張し、排日の題材としてをる問題の條約であるが、正式な手續と方法により兩國政府間に締結された正當の條約として嚴然たる效力を有することは一點疑を挿むべき餘地ないものである。少し岐路に入るやうであり又重複の嫌ひあるが、今該條約中の重要な條項を要約して見れば左の如きものである。

イ、南滿洲鐵道及び安奉線の期限を九十九ヶ年延長す、その結果南滿洲鐵道は二〇〇二年、

安奉線は二〇〇七年迄延長された

ロ、關東州租借期限を九十九ヶ年延長し、一九九七年を以て滿期とすること

ハ、日本國臣民は南滿洲に於て土地を商租即ち所有する權利を有すること

ニ、日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住し並に各種商工其他業務に従事する權利を有すること

ホ、日本國臣民は東部内蒙古において支那國民と合辦にて農業及び附隨工業の經營をなす權利を有すること

ヘ、日本は南滿洲における牛心臺、その他九礦山の試掘及び探掘權を有すること

ト、吉長鐵道に關する諸協約並に同契約の改訂

此條約はその實施上特に別段の協定を必要とするものあり、現に土地商租權の如きもその一つであるが、支那側では未だその細目協定が成立してをらないのを口實として今日依然條約上の責任を實行しないのみか、右條約の内容が従前滿洲に於て既に支那が日本以外の國に與へた權利の範圍を出でないのであるにも拘らず、更に進んで特に邦人の居住營業に對して不合理な積極的壓迫を加へつゝある。即ち在滿百萬の邦人（鮮人共）は今や居住營業の自由さへ奪はれ南滿の土地商租を許されず、加ふるに毎年支那本土から殺到する支那移民に壓倒されて奥地引

揚げの止むなき情勢に迫られてをるのである。そして我が南滿鐵道は恰かも支那人の排他的利益のためにのみ存在してゐるやうな奇異の現象を呈してをる。

前記日支條約によつて邦人は更に東部内蒙古に於て支那人と合辦で農園を經營する權利を有してをるけれども之亦支那官憲の凡ゆる不法な妨害と壓迫で正當な權利を行使出來ずにをる現狀である。

(三) 商租權の必要なる理由

商租權を必要とする究極の目的は、滿洲の資源を開發して日支兩國民の和衷共榮を計らんとするにあるは勿論であつて、日本がその目的を具體化するために之を要求したのは次の理由によるものである。

イ、一九一五年まで日本人は南滿に於て關東廳の特別地域以外にあつて居住、旅行又は土地商租等の權利がなかつたので、斯くては日本の特殊權益を合法的に保障する上に幾多の缺陷あることを官民齊しく痛感したること。

ロ、日韓合併以前は鮮人は支那官憲より支那の保護國民として取扱はれ、南滿において土地

商租、居住及び旅行を許されてゐたのであるけれども、日韓合併以後彼等は支那側の旅券及び之に對する保護を受け得られない事となり、且つ土地の商租も出來ないことになつたこと。

ハ、一九一二年露國が外蒙古において此種の權利を獲得したことが偶々日本が同様の要求をなした動機の一つとなつたものゝ如く見られないでもない。

一九一五年の日支條約中にある南滿洲及び東部内蒙古の境界、商工農業のためにする土地商租に關する條文の解釋に就ては多少明瞭を缺ぐ點がないでもないが、支那側は之を奇貨措くべしとして彼に有利な定義を下し勝手な振舞をしてをるのである。

(四)憎むべき支那の背信行爲

一九一五年の條約は支那をして日本がこの條約中に含む權利を取得する動機を疑はしめ、彼の國權回收運動と相俟て日本の權利行使を妨害すべく次第に惡辣な行動をとらしむるに至つた即ち支那の官憲は今や該條約を事實上一片の屑紙に歸せしめ、土地商租は勿論居住及び旅行の自由に關する正當な邦人の權利まで全く見る影もなく蹂躪するに至つたのである。

該條約が調印された當時三ヶ月を出でずして、それが實施されるであらうと期待せられてゐたのである。けれども事實は之を裏切り、その後既に十六年の久しきを経た今日尙依然として實現せずをるとは眞に遺憾の極みである。

今該條約實施に反對して支那官憲が如何なる手段を執つたかを一瞥すれば、先づ第一着手として條約調印後一ヶ月を経た一九一五年六月二十四日附大總統令を以て「懲辦國賊條例」なるものを發布した。その處罰令第二條には左の如くある。

第二條 左記の條項に該當する者は賣國罪として處罰すべし

- 一、外國人と共謀して國家の平和を覆し、社會の秩序を攪亂する者
- 二、外國人と共謀して國家の利益を害する者
- 三、賣國罪の罪を犯したる者は死刑に處す

一方日本と條約によつて土地商租その他を公約しながら、他方において條約の成文を破壊するに等しい此種の禁令を發して自ら國際紛議の胚芽を培ふのが何處までも無誠意な亡國民主支那外交である。

土地商租に就てこの大總統令を適用する場合、若し支那人地主が日本人又は鮮人にその所有地を商租したとすれば、事實の審理や公判を俟たず直に外國人と共謀して國家の利益を害する罪を犯したものととして死刑に處せられるか、或は多年投獄の刑に苦しまねばならぬこととなる。かくの如き怖るべき禁令が支那人の對日鮮人土地商租を防遏するには充分であり、且つ陪審とか控訴とかいふことが事實上に途のない支那では何事も官憲の意のまゝであるから、どんな無理な法令でも國民は唯命維れ従はねばならぬのである。

(五) 支那側の勝手な條文解釋

第二に支那當局の執つた重要な手段は、該條約所定の條文の意義に關して勝手な解釋を附した特別訓令を發布したことである。此點については支那當局は條文を便宜上頗る漠然たるものとしてをる。即ち該訓令中の目立つてをる點を左に摘記して見よう。

(A) 商租とは地主の自發的合意を得て土地の租借をなすことを意味す。強制的に得たる土地租借は商租に非ず。

(註) 之れ地主に對して、日本人或は鮮人より土地商租を申出でたる場合は之を拒否すべしとの囑

示を與へたものである。

(B) 土地の買收、或は復貸し及び擔保として保有する土地は一九一五年の條約において之を認めず。

(C) 商業、工業又は農業の目的以外の土地商租は之を許さず。

(註) 之は(A)の主旨とは全然相容れない矛盾がある。

(D) 商租は三十年毎に無條件にて更新せらるゝことあるべし。茲に「無條件」といふは當該地主に對してのものに非ずして、并は中國政府は斯る問題に對し地主に干渉せざることを意味するものなり。

(E) 土地の商租は農園に限定し、森林又は牧場には之を適用せず。

(F) 商租地に建物を建設する場合は地主の同意を得るを要す、商租満期に達したる後は該建物所有權は地主に歸するものとす。

(六) 奇怪なる省令

民國五年(一九一六年)十二月奉天當局は

「擔保として使用したる、或は擔保の名に於て賣却したる地券（土地證明書）は無効なり」
との省令を公布し、更に翌年十二月同當局は

「擔保として地券を使用したる者、或は擔保の名目の下に土地を賣却したる者は賣國犯罪者として取扱ふ」

右の省令を公布し、右兩省令は爾來そのまゝ實施され今日に及んでをる。之は明かに日商又は鮮農に對して土地商租を拒絶せよと命令するものである。

此間二三極秘裡に土地商租をした實例もあるが、それらは單に當該地の日本領事館に報告するのみで、表面は支那人名義の租借になつてをるのである。然し萬一此種商租の真相が支那官憲に暴露するやうなことがあれば、その支那人地主は投獄され甚しきは死刑に處せられることも屢々ある。

一方支那人名義で土地を商租することは日本人としても種々なる不便が伴ふのである。例へば時には支那巡警に賄賂せなければならぬ。又ある場合には支那商人が官憲と共謀して日本人に反對することもある。或は又、地券を賣却（土地を）した後で他の支那人が警察に之を密

告することもある。此場合には警察は直に該地券の無効を公示し、賣手たる支那人地主は賣價相當額の罰金刑に處せられ、その土地は沒收されて了ふのであるから、この罰金は買手たる邦人の負擔として支那官憲に支拂はれる結果となる。言ひ換へれば、此場合該地券は無効となるものであるが故に買手邦人は空に土地代を支拂ひ、賣手支那人は無代償で土地を手放すことになるのである。

以上述べた如く、滿洲における土地商租問題は實に邦人の滿洲發展上に重大な關係を有するものであつて、之が根本的に満足な解決を見ない限り、南滿に於ける邦人の特殊權益は到底何等の結實を期待し得ないであらう。

H 駐兵權

日本は南滿鐵道及びその沿線における權益を自衛するために必要な守備兵を鐵道沿線に駐屯せしむる權利を有する。この駐兵權は一八九六年（明治二十九年）の東清鐵道カシニ一條約第五條を繼承して一九〇五年の日露ポーツマス條約追加約款第一、滿洲撤兵手續及鐵道引渡に關

する日露議定書第五項、滿蒙に關する日清北京條約（一九〇五年）附屬協定第二條によるものであつて、日露ポーツマス條約ではその駐兵數は一キロメートル毎に十五名となつてをるから我國は南滿鐵道沿線に合計約一萬五千名の守備兵を常時駐屯せしめ得る譯である。

乃ち滿洲に守備兵を駐屯せしめることは我國が條約に基いて有する正當な權利であるにも拘らず、支那人が之をも尙國權侵害であると稱して排日の材料に逆用するに至つては寔に烏澁の沙汰といはねばならぬ。殊に我が駐兵の目的たる滿鐵沿線を完全な中立地帯として自國の權益を確保すると同時に、南滿の平和と秩序を維持し、以て同地域の繁榮を招來せんとするもので支那側の感謝を受くべきものたるに於てをやである。

I 在滿鮮人問題

(イ) 滿洲と朝鮮人との關係

在滿鮮人問題は日支兩國間の難題として外交上常に紛議の種となり、今後も引續き永く面倒

な問題として残ることであらうが、抑も紛議の動機は凡て支那側の不法なる鮮人壓迫から惹起されたものであつて、永年の努力で贏ち得た鮮人の地盤を何等勞することなくして自己の手に收めんとするのが支那側の目的である。

然らば滿洲と鮮人との關係は如何なるものであるかといふに、それは相當に古いもので、明治初年の北鮮飢饉に際し多數の飢民が國境を越えて滿洲に流れ込んだのが近世における鮮人滿洲移住の草分けである。而して彼等の移住先は、地味肥沃でしかも漢滿兩民族の緩衝地帯として支那人居住者の皆無であつた間島地方であつた。爾來彼等の間島移住は年と共に増加し、今日では滿蒙在住鮮人數の半數以上は間島で占め、在滿鮮人といへば直に間島を聯想するやうになつてをる。

(ロ) 鮮人の分布と人口

現在滿洲に居住する鮮人は、吉林省に約五十萬、奉天省に約二十萬、黑龍江省に約十萬、總數約八十萬であるが、調査の行届かない奥地に居住してをる者も少くないから恐らく百萬以上に達するであらうと思ふ。

この百萬の鮮人中その半数は間島、環春等の國境地方に散在してをる。彼等の最も多く居住する間島とは朝鮮咸鏡道と圖們江をさしはさんで相對する支那吉林省和龍、延吉、汗清三縣の總稱であつて、その面積千六百五十六方里、人口の八割強は鮮人であり、農業上牢固たる勢力を有し、支那の領土ではあるが、實質的には鮮人の間島である。

(ハ)鮮人の事業

在滿鮮人の九割七分は農業に従事(畑作七割、水田三割)し、間島では二十萬町歩の既耕地(可耕地四十萬町歩の)に對し鮮人はその半数十萬町歩を所有して更に全部の開発に向つて營々努力してをる。即ち人煙を見ざりし荒蕪地を開拓して今日の間島を造り上げたのは全く鮮人の努力によるものである。

(ニ)鮮人の居住營業權

鮮人も等しく日本帝國臣民である以上、滿洲において居住營業權、その他日支兩國間に締結された條約、協約等によつて認められた權利を有することは内地人と何等變りない筈であるけれども、間島居住の鮮人に就ては特に兩國間に取極められた協約がある。それは該地方の特殊な

事情に鑑みて一九〇九年(明治四十二年)兩國間に締結された「間島に關する日清協約」である。該協約では警察權司法權を支那に與へてをるために此點からいへば鮮人は治外法權を有せざる不安ありと云ひ得る。即ち間島協約の骨子を要約して示せば、

- 一、圖們江を滿鮮國境とすること
- 二、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝を商埠地として開放すること
- 三、圖們江の北方墾地、即ち間島は雜居區域とし、從來通り鮮人の居住を自由とすること
- 四、右雜居區域において鮮人は土地建物を所有し、土地開墾及農業に従事することを得ると共に、その生命財産に對しては清國政府より清國人同様の保護を受くる權利を有すること
- 五、清國領水間の航行及碇泊を許すこと
- 六、各地間の旅行を自由とする、但し特別旅券を有する場合を除き武器を携帯して國境を越えるを許さず

七、鮮人の民刑事事件は清國の法律に據て清國の法廷に於て處理する。此場合日本領事館より會審官を立會はしめ清國法官の審理に注意し、若しその裁判の方法或は判決にして不當と

認むるものある時は該法官を忌避し再審するを得ること

八、吉會鐵道の敷設に關する件

鮮人が間島地方を開墾して農産地たらしめた功績は没すべからざるもので、彼等は前記間島協約に依て、間島において自由に居住し農業に従事し得る權利を明かに保障されてをるにも拘らず、近年支那官民の不法な壓迫で協約上の明文も空しく蹂躪されて重大な危機を叫ばれるに至つた。

其他滿洲各地及び東部内蒙古に於ける鮮人の土地商租問題も一九一五年以來日支間に交渉を重ねて來たのであるが、支那側に誠意を缺けるため徒らに紙上の問題たるのみで未だ實現するに至らないことは既に述べた通りである。

(ホ) 暴虐飽くなき支那官憲の鮮人壓迫手段

滿蒙における邦人事業に對する支那官憲の妨害、壓迫、不當課税等の暴虐行爲は毎度のことであるが、殊にその鮮人に對する場合は一層甚しいもので最近一年間のみでも支那官憲の不法行爲は百件以上に達してゐる。

支那側の鮮人壓迫は張作霖時代からであつて、その原因は經濟的利害の衝突から進んで、日本の滿蒙積極政策の牽制運動として將又利權回收熱の影響から支那の國策として利用されるに至つたのである。民國二十年（昭和六年）二月二日南京で開かれた中央黨部要人の會議に於て

- 一、鮮人滿蒙移民を今後絶対に禁止すること
- 二、鮮人の支那への歸化は絶対に許可せざること

を決議し、更に萬寶山事件の直後たる同年七月三日の國民政府會議において

- 1 官民一致して鮮人の滿洲移住を防止し、現在居住せる鮮人の奥地發展を防ぐこと
- 2 萬一の場合は排日運動をも辭せず、以て日本の大陸發展を防止すること

を打合せた一事についても今や鮮人壓迫は支那中央政府の方針であることを窺ひ得るであらう中央政府が既に斯の如き不都合な考を抱いてをるのであるから、滿洲の支那官憲が公然無法な暴虐を働くのは當然である。殊に吉會鐵道の敷設は一層鮮人の移住を多からしむるであらうとの見解から、その完成以前に鮮人移住を不可能ならしむる必要ありとして更に彈壓の度を加へた。而して支那側が鮮人驅逐の必要なりとする理由は、

一、鮮人は日本人として治外法權を有するため取締り困難なること、從て外交問題を惹起し易きこと

二、支那に歸化せる鮮人が戶籍法の不備を利用して歸化證を賣渡し、未歸化鮮人が土地所有權を獲得して紛議を醸す場合少からざること

とあるけれども之は固より根本理由ではない。

一九一五年の日支條約に於て日本人の滿洲居住營業權並に土地商租權を認めながら、他方に於て之を禁止する懲辦國賊條例を北京政府が發布し、奉天省當局亦奇怪なる省令を發したことは既說（Gの四項乃至六項参照）の通りである。中央政府當局の態度已に斯の如くであるから、地方官憲の橫暴は全く言語に絶したもので、一九二八年（昭和三年）春、吉林省長は、支那人にして朝鮮人に土地を賣却する者は國土盜賣罪として處罰する旨を公然布告した如き、彼等の眼中には條約も國際信義もないのである。

一方採算に鋭敏な支那人地主等に於ても水田の收穫高が畑作に比して三倍も多いので、技術と經營方法を習得して水田を鮮農の手から奪ひ取らんとする傾向となり、茲數年前から小作期

間も漸次短縮し、以前五年乃至十年の長期契約で小作を許したものが、その後二年乃至三年とし、更に最近では毎年借換へを行ひ且つ更新の都度條件を苛酷ならしむるか或は契約を破棄して土地を取揚げ、以て鮮農の逐出しに懸命となつてをる。即ち支那官民よりの凡ゆる壓迫によつて多くの在滿鮮人は多年刻苦經營の耕地を捨て、續々引揚げざるを得ざる悲惨な現状にある

（へ）の暴戾を見よ。

支那側の鮮人壓迫は全く用ふるに手段を選ばざるものである。掠奪、監禁、放火、殺戮等蠻行の限りを盡し營に條約上からのみならず、人道上からするも許すべからざるものである。幾多此種の實例を一々爰に列擧することは出来ないが、今その一斑を左に記して全斑を窺ふの參考としよう。

一、一九三一年六月支那側は伊通河の堰止工事を妨害破壊して鮮農の水田引水の途を斷ち、その結果所謂不祥なる萬寶山事件を惹起した。

二、支那官憲は官權を笠に鮮人の立退きを強要した例は頗る多い。鮮人取締に關する多數の秘密命令を發し、一九二八年中だけでも此種秘密のため退去命令を受けた鮮人居住箇所は

四百箇所以上あつた。

三、一九二八年春、吉林省長は支那人にして朝鮮人に土地を賣却する者は國土盜賣罪として處罰する旨公布した。

四、支那公安局は一九三〇年十一月百草溝日本領事館内の十四戸の一鮮人部落を占領して鮮人を逐出したこと。

五、三道溝において支那人三名が鮮人崔奉三より現金百圓を強奪す。

六、支那官憲は共產黨檢舉の旅費を支給せざるため軍憲は凶錢と稱して鮮人に旅費を強要す

七、一九三〇年九月七日頭道溝において支那軍隊は不穩の行動なき群衆に向つて發砲し鮮人三名を射殺す。

八、一九三一年六月八日吉林地方法院はかねて審理中の鮮人被告十名にかゝる密輸事件を結審し、その一名に懲役三ヶ月、六名に罰金各三十元、三名に無罪を言渡したが、判決理由書において、

「被告等朝鮮人十名は何れも中國に歸化してをらず日本國籍者たること明白である。中國は

曩に日本に對し治外法權撤廢を通告し一方的廢棄を明確に宣言しをり、爾來兩國は無條約國の關係に立つた以上中國領土内にて日本人が罪科を犯した場合は臨時辦法の適用を受くべく中國の法令を以て之を律することは理の當然である。從て朝鮮人も之を免れることを得ず、主文の如く判決す」

と邦人の治外法權を無視せる非違を公言し、剩へ被告等が之に服せずしてあくまで領事裁判に俟つべきものであると主張したに對し、戰慄すべき肉體的苦痛を加へて瀕死の状態に陥らしめ、更に僞手紙を以て金品を捲き上ぐるなど司直にあるまじき亂暴をしたのである。

九、一面坡には二百五十名の鮮農居住してをるが支那官憲は之等鮮農全部を逐出するため凡ゆる壓迫を加へてをる。例へば一九三一年七月九日朝公安局巡警二十餘名突然鮮人民會に亂入し吉林省の命令なりとて何等の理由をも示さず會長以下三十四名を逮捕した如きその一例である。

一〇、安東縣教育局では排日實行の第一手段として一九三一年九月初め朝鮮人學生の退學處分を決議し同七日安東中國各中等學校在學中の鮮人學生六十一名の内五十三名に對し強制

退學處分を行つたが、右は「日本の走狗たる鮮人を中國の學校で教育する必要なし」との理由によるもので、實に無謀な排日手段といふべきである。

一一、滿洲事變勃發以來支那敗殘兵は各地在住の鮮人に對して聞くに堪へざる暴虐を働いてをるが一九三一年十月末までに判明した鮮人被害のみでも、虐殺された者三百二十三名、凌辱を受けた婦人五十名、焼かれた家屋三百戸、掠奪を受けた戸數二千戸に及び外に情報のみにて調査未完のもの虐殺百八十名、凌辱百名、焼かれた家五百戸、被掠奪戸數一千戸ある。此他情報も調査もなされない奥地の被害状態に至つては豫想以上に多大であり、鮮人の虐殺されたものは恐らく合計一千名以上に達するであらう。誠に文明の時代にあるまじき野蠻行爲である。

一二、一九三一年九月日本軍が吉林監獄解放の際、同獄内には二百四十一名の鮮人が共產黨員の名で監禁されてゐたが、中には老人、子供もをり一人として共產黨員らしきものも居らなかつたのである。彼等の與へらるゝ食料品は一日一碗の高梁糊と生葱だけで、八百匁の鐵の足枷を箠められ土牢の中に一坪五人の割で投込まれしかも足枷には太い釘で永久に取れ

ないやうに打つけられてをり、我が軍隊が鍛冶屋を頼んで漸く取外したほどである。非人道な支那官憲の暴虐も茲に至つて全く極まれりと言ふべきである。

一三、以上に類する支那側の暴戻はその例枚舉に遑なく、尙この外にも支那官憲の鮮人壓迫の實例は頗る多いのであつて、例へば

A、軍費に窮した奉天派はその捻出のため鮮人を高壓して歸化を強要し一人當り大洋二十三元の不當手数料を課しをること

B、鮮人に家を貸したものは罰金を課し鮮人の居住に妨害を加へたること

C、鮮人に支那服用用、支那語使用を強制せること

D、鮮人相互間の金融を禁止したること

E、鮮人小學校を閉鎖せること

等の非道な手段を以て鮮人逐出しに狂奔してをる例は所在に見ることが出来る。

(ト) 將來の對策が必要である。

滿蒙に於ける鮮人の發展如何は日本の人口問題及び食糧問題に重大なる關係を有するもので

あるから、此際日本は斷乎として條約上既得の權利を主張し、之が完全なる活用によつて將來何等の不安なく鮮人を滿蒙に移住せしむるやう對策を講ぜねばならぬ。現時の悪化した情勢において、彼等の滿蒙移住を容易ならしむる方法としては結局歸化より外に良策なしといふ議論もあるが、支那政府の根本方針は事實上の鮮人の驅逐であり將來歸化をさへ許可せざる意向であるとするれば、縱令合法の手續に依て歸化權を獲得したとするも支那官憲の差別的待遇と支那人の經濟的壓迫とは依然として残るが故に恐らく豫期の目的を達し得ないであらう。

支那が條約を無視して五百の對日懸案を未解決の儘に放置しながらも尙自己の積惡を顧みず益々驕慢増長して日本に挑戦した結果招來したのが今次の滿洲事變である。されば支那は何處迄も今次の事變並に堆積する爾餘の懸案を解決すべき責任を負はねばならぬものであり、我國としても支那をして將來國際公約の蹂躪は絶対に許されないものであることを充分理解し得せしむるに足るだけの徹底的態度を以て之に對し、此際あくまで強硬且つ公正な主張を把持一貫し將來の禍根を一掃する必要がある。

第三 鐵道關係

一 日本の鐵道權益

我國の滿蒙における優越的地位は南滿鐵道を基礎とし、中心とするものである。從て該鐵道は我國の生命線とも謂ふべき最も重要な權益をなすものである。

既説の如く日本の鐵道權益は從前ロシヤが獲得してゐたものを一九〇五年のポーツマス日露講和條約に依て繼承し、更に同年締結された日清北京條約第一條の「清國政府は日露講和條約第五條及第六條により日本國に對して爲したる一切の讓渡を承認す」とある成文により完全に得た正當の權利である。

二 滿蒙の諸鐵道

(イ) 日本が經營權を有するもの

大連長春間滿鐵本線	四三七・五哩
旅順支線	二八・八
柳樹屯支線	三・六
營口支線	一三・四

煙臺支線	九・七哩
撫順支線	三八・六
安奉線	一八八・九
其他	六八・三
合計	六八八・八哩

(ロ) 日本の資金關係あるもの

吉開線	二九七哩
長洗線	一八〇・〇
洗熱線	四七〇・〇
臨海線	—
洗昂線	二二五・〇
溪城輕便	一五哩

吉會線	二七〇哩
吉長線	七九・〇
金福線	七五・〇
四洗線	二六四・二
吉敦線	一四三・〇
天圖輕便	七五・〇
計約	二、〇〇〇哩

(ハ) 英國借款關係のもの

北寧線 (前京奉線)

五七二哩

(ニ) サウエート露西亞關係のもの

東支線 一、〇六七哩

穆稜線

四三哩

(ホ) 支那自辦のもの

(左表中には工事未完のもの及び豫定線を含む)

錦朝線	八一・〇哩
吉海線	一二七・五
齊克線	一〇六・〇
濱海線	一四七・〇
齊昂輕便	一八・〇
通裕輕便	一八・〇

打通線	一五六・三哩
呼海線	一三七・〇
吉敦蛟河線	七・五
鶴立線	四〇・〇
開豐輕便	四五・〇

此外、支那側が自國の資金或は日本以外の外資を俟て敷設せんと希望しつゝある豫定線又は

豫想線と見るべきもの、中に左の諸線がある。

濱	齊	甘	平	海	海	錦	齊	連	錦	營
黑	愛	墨	博	寧	吉	洗	洗	巴	義	蓋
線	線	線	線	線	線	線	線	線	線	線
哈爾濱、墨爾根、愛琿及び齊々哈爾を連結する延長一千キロ以上の線	齊々哈爾、愛琿間	黑龍江省甘河炭坑より墨爾に至る二十哩	同省平山炭坑より博爾汽河に至る	東支線海寧驛と寧古塔の間三哩	海林より寧古塔、額木索を経て吉林に至る約二百六十五哩	錦州より洮南に至る五六三哩にして更に洮南より齊々哈爾に及ばしめんとする計畫のもの	前記錦洗線に聯絡すべく齊々哈爾より南走して靖安を過ぎ洮南に達する百六十哩	連山灣を基點とし錦州を経て東蒙に入り朝陽赤峰を経て巴林に至る約百五十哩	連山灣の築港を見越して錦縣、義縣間約四十哩を敷設せんとするもの	營口蓋平間の輕便鐵道

三 南滿鐵道其他日本關係の鐵道概覽

(イ)南滿洲鐵道株式會社

滿洲に於て一八九七年(明治三十年)以來新たに敷設された鐵道は三千七百哩以上に達するが、その中で日本の權利に係るもの約七百哩、殘餘の三千哩は東支鐵道、北寧鐵道の如き財政的には外國資本を利用したものも相當にあるけれども全部支那の鐵道である。

一九〇五年九月五日の日露講和條約第六條により日本は東清鐵道會社に屬した長春旅順間の鐵道及びその一切の支線並に之に屬する一切の權利特權財產及び炭坑を讓受け、次で特殊會社

鐵	伊	蒙	臨
法	公	古	安
線	線	綏	綏
鐵嶺より法庫門に至る三十餘哩の輕便線	伊通縣より滿鐵公主嶺驛に出でんとする三十餘哩の線である	哈克圖歸化城間 一、〇一七哩	鴨綠江上流の臨江縣と安奉との間における輕便鐵道

設立に關する規定を發布し同年十二月七日設立登記を完了して出現したのが即ち南滿洲鐵道會社である。

同社が明治四十年四月一日政府より引繼ぎたる鐵道は大連長春間の本線と撫順、柳樹屯、營口、煙臺、旅順の五支線及び安奉線で、此外に奉天新民屯間の鐵道も一旦政府から引繼いだれども、同年四月十五日の新奉、吉長兩鐵道協約に依て之を清國政府に引渡すこととなり同年六月一日其授受を了したのである。

同社は上記鐵道の引繼を受くるや安奉線を除くの外全線を四呎八吋半の標準軌道に改築した茲に言ふ迄もなく、我が南滿鐵道は一方朝鮮と連絡し、他方大連に於いて海陸の連絡を保つて南滿洲を縦斷する幹線として我國にとり最も大切な權益である。

資本總額四億四千萬圓（四百四十萬株）で一九三〇年度の營業成績は

總	收	入	一二三、一〇三、七四三圓
總	支	出	四七、二一三、五〇八圓
差	引	利	七四、八九〇、二三五圓
		益	

右の如く好成績を示してをるけれども、その經營事業は海運、港灣、鑛山、電氣、農業等の生産的方面のみでなく、衛生關係、教育機關、道路、其他公共事業に巨額の經費を要するのと、社債償還資金にも少からざる支出を要するから、上記の利益は更に著しく削減されねばならぬ。殊に近年支那側において兩國間の條約や協定を無視して不法な競争線を濫設したために同社の營業は前途決して樂觀を許さざる状態で、支那側に於て此上現に計畫中の新鐵道政策が完成した曉には日本の滿蒙事業に恐るべき脅威を與ふるものであることを忘れてはならない。

南滿洲鐵道は或る期間を経た後支那が相當價額を以て之を買收することになつてゐたのであるが、一九一五年の條約で日本の權利期間が二〇〇二年まで延長され且つ支那側がその買收權を放棄した結果、日本は現在のところ無期限に之を所有し經營する權利を有つてをる譯である。營口、撫順其他の支線も同様である。

(口) 安 奉 線

本線は日露戰爭中日本が軍隊輸送の目的で敷設したものであるが、一九〇五年の北京條約によつて日本は之を貨客線に改造する權利を得、二ヶ年後に滿鐵會社が經營することになつたの

である。其處で同社は一九〇九年八月より廣軌の改築工事に着手し、一九一一年十一月を以て全線の開通を告げた。

本線は十五ヶ年後に支那が買収することになつてをり、一九二三年が満期であつたが、一九一五年の條約で日本の権利は更に九十九ヶ年間延長された。

(八)吉 長 線

一九〇七年四月十五日の日清協約に基く我が借款鐵道の一つで、一九二二年十月全線の開通を見た支那國有鐵道である。全長は頭道溝驛（滿鐵長春驛）より吉林驛に至る七十九哩、支那側の經營宜しきを得ず、我國は最初二百五十萬圓の借款に應じたる關係上、その未償還額百九十八萬餘圓を差引き、且つ借款契約を改訂する條件を以て一九一七年十二月三十一日更に六百五十萬圓の借款に應ずると共に翌年一月一日よりその業務を引繼ぎ滿鐵會社の受託經營としたのである。

(二)四 洮 線 (四鄭線を含む)

四平街より西走して東蒙貿易の中心たる鄭家屯に至り北に折れて洮南に達する二百六十哩の

鐵道にして、一九一五年十二月十七日支那政府と横濱正金銀行との間に先づ四平街鄭家屯間六十五哩の四鄭鐵路借款契約調印を了し、翌年春同行より五百萬圓を貸付け、一九一七年四月起工、同年十一月開通したものである。

鄭家屯洮南間は一九二三年に敷設されたが、本線及び其支線に滿鐵が投資した額は合計三千二百萬圓に達するも未だ一錢の償還も受けて居らぬといふ現狀である。其後四洮鐵道の支線として敷設された鄭家屯通遼線は通遼に於て開魯に延長されたが、以上は正金銀行がその財政を管理する條件で敷設されたものである。

(ホ)洮 昂 線

洮南昂々溪間の本線敷設協約は一九二二年故早川千吉郎氏が滿鐵總裁時代に成立したもので借款額一千三百萬圓、會計は滿鐵の管理による契約である。即ち滿鐵の財政監督の下に東三省政府が敷設するものであつて、三十ヶ年の年賦償還といふ條件である。而して本協約は次の條件を基礎として締結されたものである。

即ち

- 一、日本は洮南齊々哈爾線敷設權を得る交換條件として開海線敷設權を放棄し
- 二、支那の奉海線敷設權を承認すること
- 三、日本は支那が豫諾を與へたる通り長春吉林間及び敦化吉林間の兩線を敷設すること
- 四、新たに日支シンヂケートを創立すること
- 五、鐵道の軌幅は滿鐵線と同一たるべきこと

(ハ)其 他

吉會線 吉林より朝鮮會寧に至る二七〇哩。一九〇九年九月四日日清協約締結に當り間島に於ける支那の領土、行政、警察及司法の四權を承認する代償として日本は本線投資權を得、一千萬圓の借款前渡をした。然るに支那側はその後僅かの一部を敷設したのみで種々なる口實を設けて爾餘の大部分を工事未着のまま放置してをる。

吉開線 滿鐵開原驛より西豐、西安、東豐各縣を経て海龍城に至り、更に朝陽鎮、磐石縣、馬家屯等の各地を經過して吉林省城に達せんとする二九七哩の滿鐵培養線である。

吉敦線 吉林敦化間二一〇軒、滿鐵の請負契約により一九二八年十月工事を完了して支那側に

引渡したものであるが、其後三年餘を経た今日尙工事費を支拂はずにをる。

金福線 日支合辦鐵道で、金州城子驛間一〇二軒。

溪城輕便鐵道 滿鐵安奉線本溪湖驛の對岸より牛心臺を経て城廠に至る一五哩の炭礦鐵道で舊安奉線の材料を利用せるものだ。滿鐵七分、本溪湖煤鐵公司三分の合辦組織。

天圖輕便鐵道 天寶山より老頭溝、銅佛寺、龍井村各地を経て圖們江に至り朝鮮清會鐵道の終點會寧に連る全長七五哩。天寶山鑛山の附屬事業として一九一八年三月十六日日支合辦の營業許可を得、一九二四年開通。

其他省略 (別項參照)

(ト)滿蒙五鐵道とは何か

所謂滿蒙五鐵道とは一九一三年十月五日に日支兩國政府間に協定を遂げ兩國の合辦によつて敷設すべきことを締約した左の五線を指すのである。

開海鐵道	開原、海龍間	一二〇哩
吉海鐵道	吉林、海龍間	一一〇哩

四 洮 鐵 道	四平街・洮南間	二三〇哩
長 洮 鐵 道	長春、洮南間	一八〇哩
洮 熱 鐵 道	洮南、熱河間	四七〇哩

(子) 滿蒙四鐵道とは何か

然るに支那側は前項五鐵道建設計畫を實行せざるもの多かりしたため、更に一九一八年九月二十八日日本特殊銀行團（日本興業、朝鮮、臺灣三銀行）支那政府との間に四鐵道豫備借款契約が締結され、二千萬圓の前渡金を支那側に交付したのである。而してこの四鐵道とは前項五鐵道中から四洮線を除外したるものに臨海鐵道（洮熱線の一地點より海港に達する一線）を加へたるものである。但し此場合開海、吉海の二線を併合して一線と見做し、吉開、長洮、洮熱、臨海の四鐵道となる。

四 露國と滿蒙鐵道

A、東 支 鐵 道

一八九六年駐清露國公使カシニ一の德意に依つて露國皇帝の戴冠式に李鴻章が參列したのを機會に露國外務大臣ロバノフとの間に所謂カシニ一條約を結び同九月二十八日北京に於てその批准をなしたのである。而して本條約並に同年八月二十七日清國政府と露清銀行との間に締約された東清鐵道設立に關する條約により西比利亞鐵道の一端（後貝加爾鐵道）より清國領土を貫いて浦蘆斯德に至り烏蘇里鐵道に聯絡すべき鐵道敷設權を獲得した。之れ抑も東支鐵道創始の發端であつて會社は同年十二月四日の東清鐵道條例によつて成立し大清東省稽查鐵路進款公稱したのである。

一八九六年十二月の條例及び一八九九年二月の追加約款に據れば、該鐵道は露清兩國の合辦株式會社で、指定地間の鐵道並にその地域内に於ける鑛業其他の附帶商工業及び水路航運等を兼營するの特權を有し、その實權は露清銀行、即ち露國の手に握られてゐたのである。

偶々一八九八年（明治三十一年）獨逸が膠州灣租借權を得るや、露國も亦同年三月十五日成立せる所謂ロバノフ條約として知らるゝ露清密約により二十五箇年間の遼東半島租借權を得て多年の宿望たる不凍港獲得の目的を達し、且つ東清鐵道的一端を更に遼東方面に延長するの權

利を得、茲にハルビンを三路交叉點とし之を中心として各方面に工事を急始し、一九〇二年一月には早くも滿洲里よりハルビンに至り更に南に分岐して大連旅順に及びハルビン以東も亦露支國境ボグラニーチナヤ（五站）に至り牛莊支線を合して全線の延長約一千六百哩の開通を見たのである。

その後一九〇五年のポーツマス條約の結果寬城子（長春）以南の線路を日本に讓渡し、之と聯絡を保つて歐亞交通の主要線をなしてゐたが、歐洲戰爭の結果、即ち一九一八年帝制ロシアが没落して列國のシベリヤ共同出兵から東支鐵道の共同管理となり、次いで支那の該鐵道回收運動が開始され、一九二〇年十月支那政府は露亞銀行に迫つて同鐵道暫定管理に關する追補的協約を結び、爰に東支鐵道は支那の管理下に置かれる事となつた。右協約の骨子は左の通りである。

- 一、東支鐵道は商業の目的以外に之を使用せざること
- 二、從來の民治及警察行政は之を支那地方官憲に引繼ぐこと
- 三、重役十名中、會長以下五名は支那人とし、副會長以下五名はロシア人とする事

四、重役會の決議は少くとも七票の投票を要すること

更に一九二四年六月兩國政府間に締約せられたる十五箇條協定の第九條に於て左の如く規定してをる。

- 一、同鐵道の營業事務を除きて、司法、民政、軍務、警察、市政稅務、地上財產等は凡て支那官憲之を管理すること。
- 二、露國政府は支那が東支鐵道及びそれに附屬する凡ゆる財産を回收することを承認し、同時に該鐵道の株券債券の全部を支那に讓渡することを承認す。
- 三、鐵道の回收價額、條件及び引渡手續は特別の協定に依て之を定むること。
- 四、露國政府は一九一七年二月の革命前の東支鐵道株主及び債權者に對して完全なる責任を負ふこと。
- 五、東支鐵道の將來の問題については露支兩國間のみにて解決し、斷じて第三國の干涉を許さざること。

爾來支那側の鼻息益々強く、該鐵道の經營は全く支那側の獨斷專行に委されて居るのである。

B、露國の極東野心

日露戦争によつて南滿の地盤を失つたロシアは、尙滿蒙進出の野望を放棄せず、徐ろに機會を窺つてゐたのであるが、その極東政策の基礎をなすものは鐵道政策であつた。

一、濱黒線

一九一六年三月廿七日北京に於て露亞銀行代表者エル・デ・ホイヤーと支那政府を代表する交通總長梁敦彥及び財政總長周學熙との間に哈爾濱、墨爾根、愛琿及びチチハル諸市を連結する鐵道借款契約が成立（全長一千キロ米突、借款額五百萬留）し、一九二七年秋季起工の見込みであつたが、露國革命の爲め中途挫折するに至つた。

之より先、ロシアは哈爾濱の西三十露里なる對青山驛から呼蘭、墨爾根、愛琿を經黒河に達する鐵道を計畫したこともあるが、之は前記賓黒線借款契約で自然消滅に歸したのである。

二、波琿線

露領沿海州ノウエスキからフレチンスキーを經て琿春に至る線であつて、曾てロシアが

吉會線に對抗して支那に要求せんとしたものである。

三、海吉線

海林より寧古塔、額木索を經て吉林に至る約二百六十五哩の線で、是亦曩にロシアが要求した豫定線である。

四、齊洮線

我國が滿蒙五鐵道の投資權を得たるの機に乗じて露國は齊々哈爾より南走して靖安を過ぎ洮南に達する百六十哩の本線敷設權を獲得した。

五、注目すべき最近の露國の行動

歐洲大陸赤化に失敗したサウエート露國は一轉して再び極東にその勢力を張らんとし虎視眈々私かに乘すべき機會を窺つてゐた折柄、今回の滿洲事變が勃發したのである。

該事變後露國はその魔手を伸ばして平和の擾亂者たる黒龍江軍副司令馬占山その他の支那軍閥を煽動して武器、彈藥、將卒の供給を開始すると共に支那側の諒解を得て多數のゲ―・ペー・ウーを支那領に潜入せしめ支那民衆を盛んに使喚しつゝあるに止まらず、ダウリ

ア、ハイラル、ニコリスク、マツエフスカヤ等の國境方面に多數の軍隊、飛行機、戰車、山砲、貨車を集中して積極的行動をとりつゝあることは事實として忽諾に附し難い問題である。

六、露國東支鐵道占領を畫策す

ロシアの滿蒙政策の第一着手として實現を希望しをるものは東支鐵道の自由管理權復活である。從てその國境増兵もこの目的の下に行はれをるものゝ如くである。即ちロシアは日支孰れの軍隊たるを問はず萬一東支鐵道を破壊占領するやうのことあれば直に出兵して東支全線を獲得するか、或は敗走する支那軍をして故意に東支鐵道を破壊せしめ、之を機會に出兵して全線を占領せんとする計畫であると傳へられてをる。

七、北滿の治安を紊す露支密約

最近（昨年十月末）滿洲里に於て東支鐵道管理局祕書ワシリエフスキーは露國軍憲と共に黑龍江省支那側軍憲と會同し北滿の治安を紊す密約を締結したことが發覺した。該密約の内容は大要

- 一、露國は黑龍江省官憲を援助する
 - 二、露國は兵器、技術官、機材を提供する
 - 三、その代償としてハイラル附近の匪賊掃滅並に外蒙古獨立運動の防壓、東四省の白系露人殊に反共産的色彩ある者の追放につき黑龍江省支那軍憲は之を誓約する
- 右の如きもので、これによつてロシア側は露骨な黑軍援助をなし滿洲の平和を紊してをることは許すべからざる行動である。

五 英米の野心は斯くして畫餅に歸す

(一) 英國關係

滿蒙の諸鐵道中、英國の資金關係あるものは北寧線（前京奉線）のみである。北平奉天間を聯結する本線は一八七九年（明治十二年）英人技師キンダー監督の下に敷設（一八八一年開通）された支那鐵道中最古のものである。初め時の直隸總督李鴻章の發起により唐山炭礦より北塘

河口に至る間を敷き漸次奉天に及んだものである。最初英國の資本によつて經營されたけれども後に露國も之に参加した。一八九八年十月十日（光緒二十四年八月二十五日）北京において調印された借款契約で、従前の借款即ち香上銀行（英）百二十四萬兩、露清銀行（露）六十萬兩、德華銀行（獨）七十萬兩、合計二百五十四萬兩の整理費並に更に新民屯に至るもの及び營口に至る鐵道延長費に充當する資金として香上銀行（滙豐銀行）から英貨二百三十萬磅を貸付けたのである。ところが其間英露兩國間に意見の扞格を來し、その結果英國は萬里長城以北の敷設權を放棄する旨並に該北段における露國の敷設工事に對し何等の妨害をなさざる旨を聲明したことがある。

錦州朝陽間八十一哩は中英公司が敷設權を得たものである。

曾て一九〇六年倫敦ボーリング商會（Boring Co. London）は新民屯と法庫門間の鐵道敷設權を得たけれども、南滿鐵道と並行するものなりとの理由を以て我國の抗議に會ひ實現するに至らなかつた。當時滿洲における鐵道計畫は英國對亞細亞政策の一として重要なものであつた。

それから二ヶ年後に英國の國論は一變して日本の在滿權益を認めることとなり、支那亦之を尊重するの態度に出で新法線敷設には日本の同意を受くるを要する旨の協定を日本と締結するに至つた。

（註）英國が米國と共に錦愛鐵道計畫に参加し日露の反對で目的を達し得なかつたことは世の知る如くである。

（二）米 國 關 係

米國が對滿蒙鐵道政策の必要を認め、日露ポーツマス平和會議中に早くもその機に乗せんとし、彼國鐵道王ハリリマン（Harriman）は一九〇五年八月滿鐵買收の目的を以て日本に來朝して同年十月十二日桂首相との間に假契約を結んだのである。この假契約は幸に時の外相小村侯の愛國心と先見の明によつて解消されたけれども、此時もし小村侯なかりせば日本は日露戰爭の結果を無意義ならしめ、徒らに米國をして漁夫の利を得せしめたのみならず、米國の東亞大陸における地盤獲得によつて我國は甚大の脅威を受けることになつたであらう。

米國は滿鐵買收に失敗したけれども尙對滿鐵道政策の野望を捨てず、竊かに機會を窺つてゐる

たのであるが當時米國には二つの計畫があつたのである。即ち第一は、滿洲における鐵道開放案で、之は曾て國務長官ノックス (Knox) が公然天下に提唱したものである。第二は米國シシチケートに依て錦愛鐵道 (錦州愛琿間) を敷設せんとする案であつた。

第一案によれば、支那は東支鐵道及び南滿鐵道の兩線を回收し、機會均等主義に基いて各國人をその株主たらしむべし、といふのであるが、之は日露兩國の協同抗議によつて葬られて終つた。

第二の錦愛鐵道敷設案は、奉天省の南部と黒龍江省の北端とを結ばんとするもので、敷設費の六割を英米、四割を其他が負擔することとして、支那政府との間に契約成立したのである。之に對し日本は當初猛烈に反對したが、後に參加の止むなきに至つた。然し露國側の強硬な反對で結局挫折したけれども支那側ではその後も尙本案を思ひ切れず、更に幾分計畫に変更を加へてこれを實現せしめようと希望してをる。

米國の極東野心は更に四國財團の上に現はれた。四國財團は支那の幣制改革と滿洲資源の開発のため支那を援助することを目的として出來たものであるが、該財團と支那政府間に一千萬

磅の借款契約が協議 (一九一三年) せらるゝに及び再び、日露協同して本件は機會均等主義を蹂躪するものなりとの理由の下に抗議した爲めに該財團は更に日露を加へて六國財團 (日、英、米、佛、獨、露) となり、米國亦右借款案を撤回し、更に一九一三年三月十七日を以て右財團より脱退して支那借款に關係せざる旨を聲明した。

世界大戰中一時各國は滿洲問題を顧慮する暇なかつたが、戦後米國は又復滿洲に多年の宿望を達せんと企圖しつゝあるやうである。彼の華府會議における米國側の態度は明かに日本を滿蒙から驅逐しようとする意思より出たもので、しかもかゝる陰險の列國が吹く笛に酔うて街頭に亂舞するものは常に支那である。

六 對日公約を無視せる支那の鐵道網

(一) 日本を見送る支那

滿洲における日支の紛争は主として滿鐵並行線及び包圍線を敷設して日本の勢力を驅逐しよ

うとする支那側の野望に胚胎するものである。

かの華府會議に於て日本弱しと見た支那は爾來日本に對して事毎強氣に出で、滿洲に於ける我が權益を排撃するやうになつたが、それは單に國民黨一派の者のみでなく故張作霖の如き我國と特殊の關係を有する者まで反日行動を執るに至つた。尤も張作霖が鐵道政策の野心と共に自己の軍事的地位を確保するために、軍費の必要を感じて打算的に斯る態度を執るに至つたことは彼等支那軍閥の立場としては寧ろ當然の趨勢であつたかも知れない。

我が滿蒙政策を双肩に荷ふ滿鐵は日本の生命線であつて、條約に反して之が存在を危うするが如き競争線を敷設せらるゝは斷じて日本として黙過し得ないのである。然るに近年打倒日本鐵道を標榜する支那側の積極的な滿鐵包圍鐵道計畫や東北交通委員會の組織的滿鐵麻痺政策は滿鐵をして空前の難局に立たしむるに至つた。而して支那側の滿鐵包圍計畫の趣旨は東北交通委員會の設立主意書にある如く

イ、東支、滿鐵兩鐵道を抑制するには、鐵道網によるほか方法はない。而して鐵道網中重要なるものは大幹線即ち滿鐵を挟み東支線を切斷する兩幹線であること。

ロ、更に之を北寧線に集中し、良港（葫蘆島）を築いて海陸連絡の捌口をつくること。
ハ、米、獨の外資を利用してよい。

右を骨子とするもので、之によつて滿鐵の死命を制せんとする恐るべき遠大の計畫である。

(二)支那計畫の三大幹線

茲に支那側の計畫する鐵道網の基本案を示せば左の如くである。

東大幹線 葫蘆島—奉天—海龍—吉林—依蘭（海林）—同江—綏遠

西大幹線 葫蘆島—打虎山—通遼—洮南—齊々哈爾—寧年—嫩江—黑河

南大幹線 葫蘆島—朝陽—赤峰—多倫

右の三大幹線より更に七十餘の支線を敷設せんとする計畫があるのである。しかして前記東西幹線に屬する豫定線の延長及び建設費は

東	二、五〇〇杆	九七、四〇〇、〇〇〇元
西	二、四七一杆	一二九、六〇〇、〇〇〇元

であるが、以上の幹線は何れも現に築港中の葫蘆島を基點とし北寧線集中主義が採用されてを

る。

即ち支那側はこの計畫完成によつて滿鐵の幹線鐵道たる機能を麻痺せしめ一地方鐵道となすと共に大連港を牽制せんとするのである。

(三) 滿鐵並行線と包圍線

總じて前項の三大幹線は我が滿鐵線に並行若くは包圍して建設すべく計畫されたものであるが、今その重なるものを記せば左の如くである。

イ、並行線

打通線 北寧線の打虎山より内蒙古の通遼に至る一五六哩三

瀋海線 瀋陽即ち奉天より海龍に至る迄の本線及び中間驛梅河口より西安に至る支線を合

せて一四七哩

吉海線 海龍より吉林に至る一二七哩五

開豐線 開原より西豊に至る輕軌四〇哩

ロ、包圍線

齊昂線 昂々漢より齊々哈爾に至る輕軌八哩

呼海線 ハルビン對岸の松浦より海倫に至る一三七哩

齊克線 齊々哈爾より克山に至るもの（現在途中の泰山嶺まで竣工し餘は未成線）

洮索線 洮安より索倫に至る工事中の未成線

右に列記した並行包圍兩諸線の總延長は六一五哩八であるが、既に述べた如く支那側の鐵道計畫は頗る尠大なもので、その計畫が全部完成された曉には三千五百哩以上に達することになるのである。

(四) 目に餘る支那側の背信行爲

支那官憲の驕慢は近年益々増長し、不當課税、滿鐵附屬地内の我が行政權侵害、其他條約蹂躪の暴戻なる行爲は全く枚擧に遑ないものであるが、その中我國の對滿政策を根本より覆さんとする支那側の鐵道計畫は條約違反の行爲として到底黙過し難いものである。

滿洲に於ける鐵道に關しては日清祕密議定書（一九〇五年）第三條において

「清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て清國政府が同鐵道を回收せざる以前

に於ては、同鐵道の附近に於て、若くは之に並行して如何なる幹線をも敷設せず、又同鐵道の利益を害すべき如何なる支線をも敷設せざるべき旨を承諾す」

と兩國間に誓約しをるに拘らず、斯く尠大な滿鐵並行線包圍線計畫を樹て着々その計畫を實現して滿鐵を窮地に陥れつゝあるは許すべからざる背信行爲である。

支那側はこの根本政策と共に運賃政策を以て飽迄滿鐵を壓迫してをる。即ち支那鐵道は滿鐵の金建運賃に比し半額以下の銀建運賃のところを更に特定運賃の採用により、滿鐵を徹底的に壓倒せんとする作戰で吉海、瀋海沿線は勿論、齊克、洮昂、四洮線貨物の滿鐵線流出を喰止め自國鐵道による營口搬出に努力してをるが、運賃のみの點から見れば荷主にとつては支那鐵道に依る方が斷然有利であり、營口が結氷中の季節にも尙四平街中心の貨物がドシ／＼四洮、打通線に逆流する現象が最近顯著となつて來たのである。従て滿鐵への壓迫が愈々加重せられつつある現状にある。

以下少しく支那側の背信行爲を擧げて見よう。

(五) 打通線に關する行爲

抑も支那側の對日鐵道競争は一九二五年（大正十四年）張作霖が打虎山、通遼間一五六哩の

打通線敷設を計畫したことが初めの動因をなすもので、之が日本政府を驚愕せしめたのは、

(イ) 滿鐵と並行する競争線を建設するを得ずと公約した日支間の協約を無視せること、(ロ) 該鐵道は更に南北に延長せられ終には滿鐵を死地に陥らしむるに至ること、の二點であつた。

本線は四洮線と北寧線との連絡線で、支那側の希望通り南方終點を葫蘆島となし、一九二七年十月二十六日嚴重な我國の抗議をも顧みず盛大な開通式を擧げたのである。

(六) 不法な吉海線

之は瀋海線と共に滿鐵線の東方外廓を走る滿鐵並行の一幹線で一九一八年の滿蒙四鐵道の一として日本の借款鐵道とすることを締約されたものである。然るに支那は一九二七年六月全然日本と協議せず吉林省官民合辦で起工し、我政府は協約を楯にとつて幾度か支那側の反省を促したけれども何の反響もなく、一九二九年八月開通を告げたのである。

(七) 昂線工事費の不拂

一九二五年張作霖は東北交通委員會を設けて最初に起工したのが洮南、昂々溪間百四十六哩

の本線である。本線は露國の南方進出を防止する上に日支兩國にとつて極めて必要なものであるため、第一に着手されたものである。この理由により鐵道自體は支那のものであるけれども滿鐵はその建設費として一千三百萬圓の借款に應じ、一切の材料を供給し、工事を請負つたもので、一九二六年十二月完成して支那側に引渡したのであるが、支那側は今以て其當時の決算をなすことを肯んじないのみならず、證書の書換にも應じない。

尙ほ本鐵道には日本人顧問を置き一切收支を代管せしめ、支出に就ては一切の書類につき局長と連署するといふ契約になつてをるに拘らず、支那側はこの契約を全然無視して今日まで之を實行してゐない。

(八) 日支協約を無視せる瀋海連絡線

吉海線の開通により瀋海線は全部完成し、支那は今や我が滿鐵に並行して吉林、海龍、奉天を連結する一大幹線を有することゝなつた。そして若し現状を以て進むならば此幹線は將來葫蘆島とハバロフスクを連結するに至るであらう。

既に述べた如く日本は洮昂線の代りとして支那に瀋海線の敷設を許し、その條件として

- 一、瀋海線は獨立線として北寧線の何れの部分とも接続せざること
 - 二、北寧線の如く國有鐵道とせず、純然たる私設鐵道となすこと
- 右の諒解(京奉線延長に關する協約参照)があつたにも拘らず、支那側は一九二七年三月兩線を連結せしめ、且つ敷設後は省政府鐵道てふ名目の下に交通委員會に管理せしめて右日支協約(一九二二年)を蹂躪して顧みないのである。

(九) 吉敦線に關する契約不履行

本線は滿鐵の請負契約により一九二八年十月工事を完成したものであるが、爾來幾度その工事費を要求しても決算を肯せず今日に至つて居る。

又同鐵道には日本人會計主任を置くことになつてをるに拘らず之亦支那側が實行して居ないのである。

(一〇) 四 線借款に對する無責任なる態度

四洮鐵道借款總額三千二百萬圓の期限は一九二六年五月末日となつてをるので、我國は幾度か之が切替を要求しても支那は之に應ぜず、一九二九年五月までの延滞利子だけでも一千萬圓

以上に上つてをるといふ無責任極る状態にある。更に支那側の不都合はこれに止まらず、一九二九年同鐵道局に日本人たる處長の外に支那人の副處長を設けて邦人處長を無力ならしめんとしたのである。(但し之は抗議によりて撤回した)

(一一) 宙に迷ふ滿蒙新五鐵道

一九二七年十月山本滿鐵社長と故張作霖との間に、吉會線、長大線、吉五線、洮索線、延海線の所謂滿蒙新五鐵道に關して締結せられたのであるが、今日未だに目鼻がつかず宙に迷うてをる。右五線の中で吉會、長大の二線は日本にとり特に重要なものである。

(一二) 大連の強敵 蘆島の築港

東北交通委員會の滿鐵包圍鐵道建設計畫と不可分の關係にある支那側鐵道の集散港たる葫蘆島の築港は勿論何等條約協約に反するものではないが、その目的が大連港の繁榮を奪はんとする所に存するだけ、日本にとり重大な問題である。

一九三〇年五月南京政府は、滿洲當局と和蘭築港會社(The Dutch Harbor Construction Co.)との間に締結された葫蘆島築港契約に對して認可を與へ、同七月七日起工式を擧げ、爾來二千

人の苦力を使役してゐた處、用水不足のため工事不能に陥り、一時大頓挫を來したと傳へられてをるが、若しこの用水問題にして一掃され、豫定の築港計畫が完成されたならば、該港は我が大連港にとり一大脅威となるであらう。

我國がロシアから繼承した當時大連港は尙未成品であつたが、日本が租借するに及んで先づ之を自由港として開放し、爾來銳意港灣設備に努め、滿鐵が一九三〇年三月三十一日までに六千八百萬圓の巨資を之に投じて今日の如き完全な良港としたのである。従て同港の盛衰に關する葫蘆島の築港は事頗る重大問題である。

葫蘆島の港としての眞價については、

- (イ) 元來面積狭く良港としての資格に恵まれをらざること
- (ロ) 築港豫算一千二百萬圓にては不充分なること
- (ハ) 將來の點において到底大連に代り得ざること

等の理由を擧げて疑義を挿む意見もあるが、(イ)の資格如何は別とし爾餘の二項は、將來滿洲における鐵道の發達は種々なる點に於て葫蘆島を最も便宜な地位に在らしむるであらうことを考慮に入れないものである。

第四 鑛業其他産業關係

一 南滿の諸鑛山

南滿洲に於ける鑛産物は金、鐵及び石炭を主とし、此外銀銅鉛錫等あるも其量微々たるものである。

金及砂金はその量多からざれども遼東半島にも到る處に現出し、東北部の通化懷仁方面における鴨綠江の支流渾江の流域及び運河の上流における舞鳳樓、灣甸子、輝發河流域の二八旦、三八旦等は砂金地で金鑛脈としては香爐碗が古來知られてをる。吉林北部の三方地姓及び問島地方の砂金は既に採取し盡したるが如きも、山金は尙多量に存在し將來有望なりと稱せられてをる。

鐵は包蔵量莫大で、就中鞍山弓張嶺一帶を以て最となし、本溪湖製鐵所の原鑛産地たる廟兒溝之に次ぐ、その他鴨綠江沿岸、本溪湖の東方太子河の上流地方にも散在するけれども、運搬

の不便と鑛量の乏しいため稼行の價値なきものが多い。

石炭は重要鑛産物中の首位を占め、埋蔵炭量十三億噸と推定され、撫順炭鑛之が巨擘である。その外本溪湖、煙臺、牛心臺等を始め邦人の合辦經營に係るものが多い。

右の外大石橋、海城、蓋平附近の菱苦土及び滑石、復州の耐火土、大連管内の苦灰石等非金屬鑛物に有望なものが少からずあるのである。

今参考のため南滿の諸鑛山（關東廳調査に據る）を左に表示して見よう（鑛區の單位は坪）

鑛山名	所在地	鑛區	經營者	摘要
撫順炭鑛	奉天省撫順縣	七、二六一、一二〇	滿鐵	別項參照
煙臺炭坑	遼陽縣	二一六、六六二	同	同
炸子窰炭坑	蓋平縣	九二、〇四〇	同	土法稼行
本溪湖炭坑	本溪縣	一三、六四〇、〇〇〇	本溪湖煤鐵公司	別項參照
牛心臺炭坑	・	二五五、九〇〇	影合公司	年五萬屯
下牛心臺炭坑	・	四〇、〇〇〇	祐信公司	年三萬屯、大正十年九月中止

牛心臺炭坑	〃	〃	一二九、六〇〇	華興煤鐵公司	年一萬屯
田師付溝炭坑	〃	〃	二、五五〇、〇〇〇	深川、孟合辦	事業中止
同	〃	〃	—	本溪湖煤鐵公司	不明
塔連炭坑	撫順縣	〃	六〇五、九一九	滿鐵	大正九年十月より滿鐵經營
飄爾屯炭坑	〃	〃	一、〇三七、九四六	南昌洋行	年五萬四千屯
阿金溝炭坑	〃	〃	二二二、三〇〇	佟松森	年三萬五千屯
土門子炭坑	〃	〃	二五〇、〇〇〇	大興煤礦公司	年三萬三千屯
石門寨炭坑	〃	〃	一九四、四〇〇	石門寨煤礦公司	中止
五湖嘴炭坑	復縣	〃	—	周文貴	一日二十萬斤
大窩溝炭坑	錦西縣	〃	—	大窩溝煤礦公司	大正十一年末中止
暖池塘炭坑	〃	〃	—	南滿九鐵山の一	土法採掘
紅螺峴炭坑	〃	〃	—	蛤蟆溝炭坑	—
大疙塔炭坑	西安縣	〃	—	八公司合辦	—

杉松崗炭田	〃	海龍縣	—	二十三礦區あり	各坑年三千萬斤内外
鐵廠炭田	〃	通化縣	—	南滿九鐵山の一	—
缸窰炭田	〃	舒蘭縣	—	共益公司、天倉公司、其他	土法採行
沙河子炭田	〃	吉林省伊通縣	—	採掘者なし	—
杉松崗炭田	〃	和龍縣	—	南滿九鐵山の一	—
夾皮溝金鑛	〃	樺甸縣	—	韓家一族	—
天寶山銀銅鑛	〃	延吉縣	—	大興合名會社	—
馬鹿溝銅山	〃	本溪縣	五四、〇〇〇	大倉、李合辦	中止
磐石鉛鑛	〃	磐石縣	—	吉林財政廳	—
鞍山鐵鑛	〃	奉天省遼陽縣	—	振興公司	別項參照
弓張嶺鐵鑛	〃	〃	—	弓張嶺鐵鑛公司	—
廟兒溝鐵鑛	〃	本鞍縣	一、九〇八、三〇七	本溪湖煤鐵公司	別項參照
青城子鉛鑛	〃	鳳城縣	—	森、劉合辦	一日製鉛四五〇貫
菱苦土鑛	〃	蓋平縣	—	滿鐵外二社	採行

滑石	礦	海城縣
螢石	礦	蓋平縣
耐火粘土	復縣	

南滿鐵業外二社	同
華津鐵業公司	中止
佐志、櫻井	主として八幡製鐵所へ供給

二撫順炭礦

千八百九十八萬坪（東西四里、南北一里）の大礦區に亘り煙臺支礦と共に採炭量逐年増加し一九〇七年（明治四十年）滿鐵が該事業に着手した當時、一日の採炭量僅かに三百噸に過ぎなかつたものが、今日では一日約三萬噸に達してゐる。

(イ) 炭層

下部炭層厚さ二十尺、主要夾炭層厚さ平均百三十尺内外、最厚部四百三十七尺（夾石の總厚三十尺に過ぎず）

(ロ) 炭量

埋藏炭量約十億噸と推定されてゐる。

三本溪湖炭鐵礦

A、炭礦

經營者、一九〇五年十二月大倉組が採掘權を得て初めて着手したのであるが、一九一一年一月一日日本溪湖煤鐵公司成立し、日支合辦の事業としたのである。

礦區面積、千三百六十四萬坪

炭層、採掘可能炭層は八層で、合計四十尺五寸である

採炭量、一ヶ年約五十萬噸の出炭量と見れば大差なからんと思ふ

B、鐵礦（廟兒溝鐵山）

(イ) 位置——安奉線南坎驛（本溪湖を距る十九哩）の南東五哩なる廟兒溝

(ロ) 鐵量——地表突出量のみにて八千萬噸以上

(ハ) 製鐵量——鉄鐵の製造をなし、一日二百六十噸の製鉄力を有す

(二) 成分——鐵の含有量は貧鐵三四%五八乃至三七%七八、富鐵六八%〇九乃至七〇%六九である

本鐵山は炭礦と共に本溪湖煤鐵公司の經營に係るものである。

四鞍山鐵礦

(一) 位置

南滿九鐵山の一であつて、滿鐵鞍山驛附近鞍山製鐵所を中心とし、東北より西南に向ひ畫ける約半哩の半圓形中に點在する鐵山である。

(二) 鐵區

一九一六年三月日支合辦(日支各折半出資)の振興鐵礦無限制公司在組織され、同年四月十七日附を以て支那政府より同地一帯八箇所の探掘權を認許されたものである。鐵區及び面積は左の通りである。

鞍山站鐵石山	一方支里二百二十畝
同 鞍山	四方支里百八十五畝
同 對面山	四方支里五百十四畝
同 小嶺子、大龍寨、利樹房	四方支里三百三十五畝
阿山子大孤山	三方支里百七十二畝
關門山	一方支里百六十畝
櫻桃園	三方支里二百四十六畝
王家堡子	三方支里四百二十六畝
計 八箇所	二十七方支里九十八畝(約我二百六十五萬坪)

(三) 鐵質

含鐵品位は大部分三〇%乃至四〇%にして多量に硅酸を伴ふ貧鐵であるが、二次的富鐵帶は六〇%乃至七〇%に達するものがある。

(四) 鐵量

鞍山の鑛量たる實に無盡藏と稱せられ（推定鑛量二億噸）、その鑛石は全部滿鐵鞍山製鐵所に供給されてをる。

(五) 選鑛法

唯憾むらくは該鑛は大部分品質貧弱にして磁性を有しないことであるが、此點につき滿鐵當事者に於て多年研究の結果、還元焙燒に依る磁氣選鑛法を案出し、爲めに鞍山の將來は多望視さるゝに至つた。

(六) 製鐵量

最近十年間における鞍山製鐵所の製鐵量を表示すれば左の如くである。即ち鞍山製鐵業が茲十年間に如何に長足の發達を遂げたかを知り得るであらう。（單位噸）

一九二〇年	三一、六二〇	一九二六年	八八、二六三
一九二一年	七五、二七三	一九二七年	一六二、四五五
一九二二年	五七、一八四	一九二八年	二〇三、四五四
一九二三年	六六、五四三	一九二九年	二二四、四六一

一九二四年	七二、三一一	一九三〇年	二一〇、四四三
一九二五年	九四、五〇一	一九三一年	

五 支那の利權回收熱

辛亥革命後支那國民一般に利權回收運動に狂奔し、之が目的達成のためには殆んど手段を選ばざるの觀を呈してをる。彼等は我が國家經濟に重大な關係を有する滿蒙における我が鑛業權の回收にまで昨年來その銳鋒を向けて來たのである。

即ち支那は一昨年來（一九三〇年）我國が滿蒙において有する石炭、鐵等の鑛業權に目をつけ、曩に撫順炭鑛のオイルシエル事業は日支條約上何等規定なく、該鑛業權は當然支那にありといふ抗議を日本政府に提出し、又滿鐵鞍山製鐵所關係においても或種の不當な交渉を支那側から受けたのであるが、支那側は更に大倉組が奉天當局と合辦契約に基づき多年經營し來つた別項の本溪湖鐵公司にその鋒先を向け、同公司の石炭探掘區域が合辦契約第十二條所定の開掘區域外に擴大探掘されてゐるのは同契約違反なりとの理由を以て、大倉組に對しその代償と

して日本金四十萬圓の支拂方を要求し來たのである。之れ所謂本溪湖貫鐵問題である。

大倉組においては、煤鐵会社が明治四十三年（一九一〇年）奉天總督代表者との間に合法的に成立した合辦契約を楯として右支拂を拒絶した爲め本件はその儘懸案となつてゐたが、支那側は一九三一年に入り更に大倉組に向て若し一時拂が困難ならば年賦支拂ひとして支拂ふやう督促し、大倉組は頗る苦境に立つに至つた。殊に同会社の合辦期間は、合辦契約第八條により三十ヶ年であるが既に一九三一年をもつて二十二年を経過し餘すところ八ヶ年となつてをり、遠からず期限延長の改約をなす必要に迫られてをるけれども、支那側の今日の態度に鑑み、前途餘り樂觀を許さざるものあるやうに思はれる。

要するに支那の利權回收運動なるものは、多くは日本の特殊關係や國際信義など全然考慮に置かない不法なものであるから、我國は飽くまで既得權を固持して彼等支那官民をして國際常道を自覺せしめなければならぬのである。

第五 其他 產業

一 農 業

(イ) 耕地 面積 (關東州)

田 八、一四〇畝 畑 二、〇五八、四三八畝

(ロ) 主要 農作物

一九三〇年の滿洲主要農作物の産額 (單位石)

大豆	四〇、六八七、二六〇	其他豆類	二、三六六、四二〇
高粱	三七、三二九、三八〇	粟	二八、〇七九、四三〇
小麦	一〇、二六九、九二〇	玉蜀黍	一二、〇八二、八八〇
水陸稻	三、四一二、四七〇	其他穀類	一七、九一六、七〇〇

(ハ) 家畜 額

牛	一、六〇五、一四〇頭	馬	二、四二二、四一〇頭
騾	七三八、六二〇	驢	四六七、〇七〇
羊	二、六〇一、六二〇	豚	七、三五一、四五〇
計	一五、一六二、六五〇頭		

(二)日本の投資額

農業及び林業方面に今日まで我國が投資した額は二千五百萬圓内外に達する。

二 林 業

滿蒙における林産物の蓄積量(一九三〇年)は左の如くである。(單位石)

鴨綠江流域	三六二、三三二、六八〇	松花江流域	八七四、〇三六、〇〇〇
豆滿江流域	四二〇、四〇〇、八〇〇	牡丹江流域	四二〇、九五〇、九〇〇
拉林河流域	三〇〇、四八九、八〇〇	東支鐵東部沿線	八九八、二九六、五五〇
三姓地方	二、六一五、三〇一、八〇〇	大興安嶺	五、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇

小興安嶺 三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 合 計 一四、九九一、八〇八、五三〇

三 水 産

(イ)漁 産

滿洲は地域の廣大なる割合に海岸線短かく、その延長約八百哩にして朝鮮半島の九千哩に比すればその十分の一にも足りない。従て水産上の價值も朝鮮の豊富なるに比すべくもないが、唯關東州は黃渤兩海の間に突出せる半島地勢なる關係上魚族回游の衝に當り、水産上便宜の位置に在る。

漁獲物の主なるものは海參、鱈、白魚、鱧、石首魚、牡蠣、蛤螺、刀魚、蝦、蟹等で一ケ年の漁獲高及價額は左の如くである。

漁獲高 八、一八三、〇〇〇貫 同上價額 三、四二一、〇〇〇圓

(ロ)製 鹽

滿洲に於ける鹽の産地は四省中奉天省の臨海地方に限られ吉林、黒龍二省には産鹽地がない而して鹽田面積は大約左の通りである。

營蓋區	一、〇八五灘	盤山區	二七二灘
復縣區	九五三	錦縣區	二九〇
寧遠區	二〇〇	廣寧區	三八〇
莊安區	四六九	計	三、六四九灘

(註) 一灘の面積は區々なりと雖も平均二十五支畝にして我國の計算をすれば一町五反歩である。

昨年の製鹽高は左の如くである。

製鹽高	四一五、七七七、〇〇〇斤	同價額	一、〇六二、〇〇〇圓
-----	--------------	-----	------------

四 工 業

油脂、鐵工、煉瓦及瓦、醸造、製材、燐寸、セメント、石鹼、製藥、製氷及清涼飲料、硝子製紙、製粉、製糖、肥料、紡織、皮革、其他邦人關係の工業多數あり、その投資總額一億圓以

上に達してゐるが、今その二三工業の生産額を左に示さう。

工場數	生産高 (一晝夜)
油房業	四七三
綿糸布業	二、八〇〇、〇〇〇枚
オイルシエル業	八二、五〇四噸
製材業	五、四〇〇噸
燐寸工業	二、六〇〇、〇〇〇尺締
製粉業	六〇〇、〇〇〇萬箱
	一五、〇〇〇、〇〇〇袋

大豆 油粕 二、八〇〇、〇〇〇斤

錘數 八二、五〇四噸

重油 五、四〇〇噸

第六 滿洲事變と國際聯盟

一、經過概要

(イ) 支那の正式提訴

一九三一年九月二十一日午前十一時五十分支那政府代表施肇基氏は滿洲事變に關する支那政府の抗議文を國際聯盟事務局に正式に提出し、茲に滿洲事變は愈々國際聯盟の大問題として附議さるゝ事となつた。

支那提訴の根據は聯盟規約第十一條第二項の規定によるものと稱し、その抗議書に於て、

一、今回の滿洲事件について支那側は何等の責任なきこと

二、國際聯盟の力を以て事件發生前の状態に復歸するやう願ひたきこと

を述べて、聯盟理事會に正式に調停を依頼したのである。而して支那側が提訴の根據とした聯盟規約第十一條第二項は次の如くである。

聯盟規約第十一條第二項 國際關係に影響する一切の事態にして國際の平和又はその基礎たる各國間の良好なる諒解を攪亂せんとする虞れあるものにつき聯盟總會又は理事會の注意を喚起するは聯盟各國の友誼的權利なり。

(ロ) 日本直接交渉を主張

支那の提訴により聯盟理事會議長レルー氏は直に撤兵勸告とも見るべき通告を發したるに對し、日本政府は九月二十四日在ゼネヴァ芳澤全權を経て

一、理事會議長通告の第一點に關しては、事變發生當初より我軍隊はその行動を居留民の安全、鐵道の保護及び軍隊自體の安固に局限しをり、又政府としても終始事態の悪化擴大を防ぐ方針を固く持したると共に日支兩國間における交渉により本件の平和的解決を一日も速かにせんことを専念しをり今後とも此方針を變更する意思毫末もなし

二、通告第二點の我が軍事行動は何れも軍事占領にあらず、既に我軍隊は在留民の安全及び鐵道保護の必要範圍内の最大限度にまで撤退しをるもので事態今後の改善に伴ひ更に能ふ限り鐵道附屬地内に復歸せしむる方針なれば日本政府の誠意ある態度を信頼ありたし

と回答した。そして支那政府は右理事會議長の日本に對する勸告は満足なる旨を同じく回答したのである。

なほ同二十三日聯盟理事會議長は非公式に芳澤全權を通じて、滿洲事變實地踏査のため日支兩國より各二名、聯盟側より三名、合計七名よりなる共同調査委員を滿洲に派遣すべく提議したのに對し、我政府は、

「滿洲の事態は日支の直接交渉によりて解決し得る状態にありと確信するが故に日本政府は共同實地調査員派遣には反對である」と回答した。

(ハ) 九月三十日の理事會決議

九月二十五日の聯盟理事會において芳澤全權は日本政府の回答及び聲明書を朗讀後、我軍隊の行動は侵略でなく自衛手段であることを述べ、且つ理事會としては早まつた干渉を差控へるが賢明な策であることを忠告した。

斯くて九月三十日の理事會において左の如き決議案が可決された。

- 一、日本は在留民の生命財産の保護が有効に確保される範圍において日本軍を鐵道沿線内に出來るだけ早く撤退すること
 - 二、支那は沿線外の日本人保護の責任を日本軍撤退及び支那側地方官憲並に警察の復歸に從て引受けること
 - 三、兩國は兩國間の平時關係の復舊を早めるため全力をつくすこと並に兩國は前記約束を速かに實行すること
- 右決議に本づき支那は十月九日附を以て日本をして速かに左の二項を實行せしめられたしと要求した。即ち
- (一) 日本政府は直に占領各地が本週中に接收さるべきことを明示すること
 - (二) 本日中に現地の陸軍各司令官に對して訓令を發し接收が明日より開始さるべきやう手配すること

(ニ) 米國オブザーヴァ招請案

日支の紛争問題は單に聯盟規約によりてのみ解決すべきものでなく、不戰條約第二條の義務

履行に關するものであるとの見解から、不戰條約提唱國の一たるアメリカ政府にオプザーヴァ派遣方の招請狀を發しては如何との意見が理事國代表中に現はれ、十月十五日の會議に附議されたが、日本代表は之に對し、理事會は斯の如き招請を發し得るや、發し得るとするも單なる過半数の表決を以て理事會は之をなし得るや否やにつき規約上、法律上の性質の疑義を提出して反對したけれども、理事會はその點の決定をなすことなく一票（日本）を除く満場一致を以てアメリカ政府にこの招請狀を發するに賛成の意思を表明した。

(ホ) 聯盟不戰條約を指摘

十月十七日の理事會祕密會議の決定に基き、日支兩國に對し、不戰條約第二條の義務について注意を喚起することとなり、該條約調印國から夫々兩國に通達して來たが、我國は同二十三日是等通達に對し、支那の無法こそ不戰條約に違反するものであると指摘して「我國政府はかくの如く支那政府がその自國民の法律無視の行爲を容認するはバリ條約第二條の明文、又はその精神に合致するものと認むる能はず云々」と結論した回答文を發した。

(註) 不戰條約第二條「締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は其の性質又は起因の如

何を問はず平和的手段によるの外これが處理又は解決を求めざることを約す

(ヘ) 蟲のよい支那側の要求

十月二十一日支那代表は理事會議長に支那の基本的要求として左の四項目を述べて考慮を求めた。

一、日本軍が直に滿鐵附屬地域に撤退することを先決條件として、然る後萬事解決の交渉を開始すること

一、日本軍の撤退中及び撤退後中立國の調査員を派遣すること

一、支那側の蒙つた損害に對し日本が賠償すること

一、日支共同の永久的融和委員會を設置すること

(ト) 聯盟、日本に期限附撤兵を要求す

十月二十日の公開理事會においてブリアン議長より日支事件解決に關する七項目より成る決議案が提出され、二十四日の理事會においてその採決が行はれた。その際日本の對案は日本一票だけで否決され、理事會案は日本を除く全員十三票で採擇された。該決議文の骨子は左の如

きものである。

- 一、聯盟理事會は支那政府が日本國民の生命財産の保護につき適當なる處置を講ずることを要求す
- 一、日本は直にその占領せる地域から軍隊の漸次撤退を開始し、聯盟理事會が十一月十六日に再開する以前にその撤退を完了することを要求す
- 一、理事會は日本軍の撤退後日支兩國が懸案中の總ての紛争を解決するため常設調停委員會を設けんことを勧告す
- 一、理事會は支那に對し日本國民の生命財産保護方につき他の列強の援助を求むることを要請す

(チ) 直接交渉に關する日本の五大綱

日支直接交渉の基本的原則に關する我が政府の五大綱は十月二十六日附聲明書を以て發表されたが、その骨子は要するに左の五項に歸するものである。

- 一、相互的侵略政策及び行動の否認

- 二、支那領土保全の尊重
 - 三、相互に通商の自由を妨害し國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締
 - 四、滿洲の各地における日本臣民の一切の平和業務に對する有效なる保護
 - 五、滿洲に於ける日本の條約上の權益尊重
- 右五大綱に關する日本の聲明に對し、ブリアン議長は長文の意見書を我政府に提示したが、それは要するにブリアン氏は滿洲問題に關して認識が極めて不充分であることを物語るものであると共に日本の眞意を誤解したものである。

(リ) 日本政府、聯盟本部の反省を促す

滿洲事變に對する國際聯盟事務局の行動が漸次越權的態度を露骨に示し、輕率不誠意な處置を平然として繰返してをるばかりでなく、事務局はあたかも支那政府の宣傳機關の如く、無批判に支那側の一方的且つ虚構の通報を信じ、之れのみを基礎として何等事件の真相を正確に検討することなく直に日本に對し干渉的措置に出づること屢々であり、斯る行動は聯盟の使命を自ら破壊するものであつて日本の斷じて黙過し得ざるものであるから嚴然かゝる行動の非を指

摘しその反省を促す必要ありとの見地より日本政府は十一月九日附を以て聯盟事務總長ドラモンド氏に對し最も嚴肅なる抗議を提起した。

(又) 聯盟の態度協調的となる

十一月十六日より巴里に開かれた理事會の雰囲気は日本に對して著しく協調的となり、議長ブリアン氏の態度も十月十三日の第二回理事會で同氏の演説が日本にとり不利であつたに反し十一月十六日の會議では日本を非難するやうな文句を用ひないやうになつた。

(ル) 英米佛の妥協案

理事會が巴里に移されてから秘密會議と非公式交渉によつて討議を進め妥協案の發見に努めたが、ブリアン案(佛)、サイモン案(英)、ドーズ案(米)、日本代表部案など數個の解決案は一致を見ることが出来なかつたのである。

右英米佛三案は事件の一切の解決は日支兩國の直接交渉によつて行ふこと、といふ點においては何れも共通してゐるが、日本の五綱目の第五項、即ち既存條約の尊重について、支那をし

て承諾せしめ難しといふ點が困難とされてゐるのであつた。之に對し日本の代表部案は(一)事件の一切の解決は日支の直接交渉によつて行ふこと、(二)聯盟規約第五條第二項による調査委員を支那に派遣せしめること、等を内容とするものである。

(ヲ) 我國五大綱要求を撤回す

パリに於ける日本代表部はドーズ、サイモン、ブリアン三氏としばしば會見した結果に本づき、日本政府は、五大綱要求は元來日支直接交渉の題目たるべき性質のもので今強ひて聯盟に解決を求める必要はない、との見地から十一月十九日一應之を撤回することに決定した。

(ワ) 軍事行動中止を提案

十一月二十日聯盟議長ブリアン氏は滿洲における一切の軍事行動を停止する休戰案を日支兩國代表に提案し兩代表は原則として之に同意した。

(カ) 斷然日本の有利に展開す

十一月二十一日開かれた公開理事會においては、各國代表何れも日本提出の調査會案を受諾

する旨を明かにし會議は久しきに亘る行詰りを打開して光明を見出した觀を呈した。支那代表は百方泣きついたが支那側の言分は相手にされず、休戦案も問題とならず、支那も止むなく日本提出案を承認し、茲に理事會の空氣は斷然日本に有利に展開するに至つた。

(三) 支那、錦州中立地帯案を提出

十一月廿五日支那代表は理事會に向つて錦州附近に中立地帯を設置する件を提議し、國民政府は同二十七日附公文をもつて、聯盟の本案に關する正式要求を承認せる旨を發表した。支那側が本案を提議した表面の理由は、錦州における奉天軍撤退の條件として同地方を中立地帯とし、日支兩軍とも相侵さないといふにあるが、更に支那側の眞意は左の二點に存するとの説がある。即ち、

- 一、無事に錦州軍を撤退して張學良の地位を安固ならしむること。
- 二、中立地帯案が可決せられたならば、門戶開放機會均等を名として支那人を委員長とする各國人より成る委員會を組織し、同委員會の手によつて東三省の治安維持その他一切の權限を與へようとするもの、換言すれば滿洲を列國の共同管理下に置き以て支那の傳統的政策たる

以夷制夷の方針によつて日本の勢力を驅逐すること。

(夕) 支那中立地帯案を撤回す

右中立地帯案に對し日本政府は聯盟に受諾の回答をなすと共に、該地帯の範圍に關しては、日本は小凌河（錦州の北方）より山海關の萬里の長城に至る地域（即ち北は小凌河、東は海岸線、南は長城、西は遼寧省と熱河省との省境線の四つの線によつて圍まれたる地域）を支那兵撤退區域となすことを主張する旨回答した。

然るに十二月三日重光在支公使が顧外交部長と會見したる結果、支那政府は先に提案した中立地帯案を撤回せることが判明した。

(レ) 學良軍の關外撤退を要求

日本政府は芳澤代表を通じて十一月二十五日、事態惡化を防止するため張學良軍を關外より撤退せしむることを聯盟に要求した。

(ソ) 支那政府我駐兵權を否認

理事會最後の會議に附議せらるべき決議案及びブリアン議長の宣言に關し、支那政府は我駐兵權を否認する左の如き重大なる留保をなすべき旨十二月六日施肇基代表に訓電した。即ち

一、支那政府は日本側の所謂鐵道附屬地帯における軍隊駐屯の權利が何等條約及び協定によつて規定されるものと認めず、故に支那政府は日本軍が同地帯から撤退することを要求する權利をも留保する。

二、支那政府は特に支那の領土内において日本が支那官憲の警察權を行使する權利を否認するかくの如き支那側の主張は全く國際常道を逸脱したもので、聯盟がかゝる暴戾なる留保を許容せなかつたのは言ふまでもない。

(ツ) 聯盟の決議案

理事會において草案され十一月二十四日日支兩國政府に内示された聯盟決議案は左の如くである。

一、理事會は日本軍隊の原駐地復歸を重視し日支兩國が九月三十日の理事會決議を再び想起せんことを嚴肅に宣言す。

二、(イ)十月二十四日の會議以來滿洲における事態の惡化せるに鑑み、理事會は兩國に對しこの上自ら進んで戰鬪に導き、又は人命を損傷するが如き積極的行動をとらざるやう各自國軍司令官に嚴格なる命令を發せんことを勧告す。

(ロ)理事會は日支兩國が事態をこの上惡化せしめざるやう必要な一切の處置をとることを勧告す。

三、日支兩國は理事會に對し現状の事態發生に對し絶えず報告すべし。

四、日支兩國以外の他の理事國も本件に關しその得たる情報を理事會に報告することを得。

五、理事會は本件の特殊性質に鑑み、日支兩國關係争問題の確定的にして且つ根本的なる解決に貢獻せんがため二名の委員を任命し、現地において國際關係に關係し、日支間の平和を脅かし、又はその基礎たる良好なる諒解を害するが如き事情を研究し、理事會に報告せしむ。同委員會には日支兩國より各一名の補助員を参加せしむ。日支兩國間において交渉を開始したる場合は、右交渉は本調査委員會の調査範圍内に入らざること、並に右委員會は兩當事者の執りたる軍事的處置に關與せざるものなることを認む。尙右委員會の任命及び委員會の調

查事實は本決議第一項に定むるところの日本軍隊の附屬地への撤退を遷延せしむべき何等の理由と認められざるものと諒解す。

議長宣言は右決議案には左の如き議長の宣言が附帶する。

一、日支兩國政府は調査委員會の委員長に對し、特に調査を必要とする如何なる事項をも指示する權利を有す。

二、調査委員會は必要に應じ中間報告を理事會に提出することを得。

以上は十一月二十三日の十二人會議（秘密會議にして日支兩代表を除く）において作成されたものである。

(ネ) 支那の修正案

前記聯盟決議案に對し支那政府は十一月二十五日施全權をして左の七ヶ條を含む修正案を理事會に提出せしめたが、相變らず我撤兵を固執した蟲のよいものである。即ち、

- 一、戰鬪行爲の中止。
- 二、中立國委員に日本軍撤退の監視をなさしむること。

三、日本軍は理事會決議後十五日内に撤退すること。

四、支那政府は日本人の生命財産を保護すること。

五、以上の件につき日支間に爭議ある場合は中立國委員これを裁斷すること。

六、日支兩國は相互的に條約を尊重すること。

七、九ヶ國會議又はヘーグ國際常設司法裁判所の裁決を求むること。

(ナ) 日本政府の修正案

十一月二十四日理事會より内示された決議草案に對し、日本政府は同二十六日の閣議において左の如き修正を加へたる上これを承認することとした。即ち日本の修正案は、決議案第二項(イ)における「各自國軍司令官に嚴格なる命令を發せんことを勸告す」とあるが「軍司令官に命令云々」の字句は我憲法上天皇の大權に屬するものなれば之れを削除して「積極的行動を執らざることを日支兩國に勸告す」と改め、更に(イ)全體に對し、「匪賊若くは不良分子の活動に對し帝國臣民の生命財産を保護するための軍事行動はこの限りにあらず」との留保條件、言ひ換へれば、自衛權の發動並に匪賊の討伐の如き純粹なる警察的軍事行動はこれを除外例と

する意味の留保條件を最も重要な點として修正案を提出したのである。

(ラ) 錦州事態に関するブリアン議長の警告

錦州地方の事態險惡となるや十一月二十五日附を以てブリアン議長は日支兩國政府に向つて此上進んで戦鬪に導き又は人命を損するが如き積極的行動をとらざるやうとの警告を發した。之れに對し日本政府は、「支那が錦州地方に軍隊を集結する事實並に錦州政府が同地方の土賊及び不良分子を操縦し滿洲における治安破壊の陰謀の中心となつてをる事實が事態惡化の原因をなしてゐるのであるから支那側がこの種の行動を中止すれば事態は直に平靜となるものである」ことを指摘して回答した。

(ム) 日本の正義貫徹し理事會閉づ

九月の第一次會議以來前後約三ヶ月の努力を費し、幾多の迂餘曲折を経たる聯盟理事會は漸く解決の軌道に上り、十二月十日の會議を最後として、全會一致をもつて決議案を可決し、同日午後六時二十五分閉會、茲に一段落を告ぐるに至つた。

此間日本以外の理事國代表者の滿洲に關する認識不足より理事會が、歐洲諸國間の紛争に適用された常例を其のまゝ移して特殊事情下にある滿洲に當嵌めんとして、我國に向つて期限附撤兵を勸告せんとしたり、軍司令官に對する命令を云々したり、或は調査委員に勸告權を附與せんとしたりして幾度となく理事會を紛糾せしめたのは遺憾であるけれども、結局隔意なき意見の交換によつて、各國全權擧つて正當なる日本の主張を認め、紛争を飽まで日支の直接交渉によつて處理すべきを根本とし、軍事行動は我在留民の生命財産の保護を全うするための自衛權の發動として當然除外例となし撤兵に對し何等期限を附せざること、調査委員は日支間の直接交渉又は日本の軍事的措置に絕對に干渉せざること等の日本の主張は貫徹したのである。而して事茲に至れるに就ては、ブリアン議長、英國代表セシル卿、ドーズ米大使等の不屈の努力に負ふところ頗る多いので、殊に最終會議におけるセシル卿の支持に對しては國際正義のため大に敬意を拂ふべきものである。

二、理事會決議

(イ) 決議全文

十二月十日の最終公開會議において全會一致をもつて採擇された理事會決議の全文は左の如くである。

理事會は、

一、兩當事國が嚴肅に遵守する旨宣言し居れる一九三一年九月三十日理事會全會一致可決の決議を再び確認す、依て理事會は右決議の定むる條件により日本軍の鐵道附屬地内撤收が成るべく速に實行せられんがため日支兩國政府に對し右決議實施を確保する一切の手段を講ぜんことを要請す。

二、十月二十四日の理事會以來事態更に重大化したるに鑑み理事會は兩當事國が此上事態の惡化するを避くるに必要な一切の措置を執り又この上戰鬪又は生命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行爲を差控ふべきを約することを了承す。

三、兩當事國に對し情勢の進展につき引續き理事會に通報せんことを求む。

四、其他の理事會に對し其關係地域に在る代表者より得たる情報を理事會に提供せんことを求

む。

五、上記諸措置の實行とは關係なく本件の特殊なる事情に顧み日支兩國政府による兩國間紛争問題の終局的且根本的解決に寄與せんことを希望し、國際關係に影響を及ぼし日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる諒解を攪亂せんとする虞ある一切の事情に關し實地につき調査を遂げ理事會に報告せんがため五名より成る委員會を任命するに決す。

日支兩國政府は委員會を助くるため各一名の參與委員を指名するの權利を有し、兩國政府は委員會が其必要とすべき一切の情報を實地につき入手せんがための各般の便宜を委員會に供與す。

兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には右交渉は本委員會所定任務の範圍内に屬せざるべく又何れかの當事國の軍事的措施に苟も干涉することは本委員會の權限に屬せざると諒解す。

本委員會の任命及び審議は日本軍鐵道附屬地内撤收に關し九月二十日の決議において日本政府の與へたる約束に何等影響を及ぼすものに非ず。

六、現在より一九三二年一月二十五日に開かるべき次回通常理事會期までの間において本件は依然理事會に繫屬するものにして議長において本件経過を注意し若し必要あらば新に會合を招集せんことを求む。

(口) 日本代表の留保宣言

理事會に提出せられたる決議草案第二項に關し、右は日本軍に於て滿洲各地に猖獗を極むる匪賊並に不逞分子の活動に對し日本臣民の生命財産を直接保護するために必要なるべき行動を執ることを妨ぐるの趣旨に非ずとの諒解の下に日本政府の名において本項を受諾するは本理事の欣幸とする所なり、而して右の如き軍事行動は滿洲現下の特殊狀況に基く例外的措置にして同地方において正常狀態が回復せらるゝと共に自然その必要なきに至るべし。

(ハ) ブリアン議長宣言

茲に提出せられたる決議は二つの方針に則つて措置することを規定してをるものである。即ち第一は平和に對する直接の脅威を終熄せしむることであり、第二は目下日支兩國間に存する紛争の原因の終局的解決を容易ならしむることである。

日支兩國の關係を攪亂せんとする虞ある各般の事情を調査することは夫れ自體憲に望ましかことであるが、今回の會期中兩當事國も如此調査を受諾するの用意あることを發見したのは理事會の欣幸とする所であつて、従つて理事會は十一月二十一日の會議において提議せられたる委員會設置案を歓迎した次第である。本決議の末項には右委員會の任命並に職能が規定されてあるが、予は茲に決議につき項を逐うて説明せんとする。

第一項 本項は九月三十日理事會が全會一致を以て採擇せる決議を再び確認し、同決議中に記されたる條件の下に日本軍が成るべく速に鐵道附屬地内に撤收することを特に強調するものである。理事會はこの決議を最も重視し、且つ日支兩國政府がその九月三十日になしたる約束の完全なる履行に努むべきことを確信する。

第二項 前回の理事會以來事態の悪化を來し且當然の憂慮を抱かしむるに至りたる諸種の事件發生したるは不幸なる事實であつて此上の戦闘を惹起することあるべき一切の主動的行動並に事態を悪化せしむる虞あるその他一切の行動を差控ふることは此際最も緊要である。

第四項 本項は紛争當事國以外の諸理事國において關係地にある自國代表者より接受する情報

を引續き理事會に提供せんことを請求するものである。此種情報は過去において頗る價值あるものなることを證したるを以て諸地點に斯の如き代表者を派遣し得る各國は現在の方法を繼續し且つ出來得る限り之を改善することに同意した。之がため日支兩國にして希望するに於ては此等代表者を派遣すべき地點を指示し得るやう右諸國は兩當事國と接觸を保たんことを希望する。

第五項 本項は調査委員會の設置を規定するものである、本委員會は純然たる諮問機關の性質を有するものなるも、その所定任務は廣汎であつて苟も國際關係に影響を及ぼし日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる諒解を攪亂せんとする虞ある事態に關するものなる限り本委員會が調査の要ありと思惟する問題は原則として何等除外されないものである。兩國政府は何れもその特に審査を希望する問題に就ては之が考慮を委員會に請求する権利を持つてを、又委員會は理事會に報告すべき問題を定むるにつき充分なる裁量を有し且つ望まじき場合中間報告をなす權能を有する。兩當事國の九月三十日の決議による約束が委員會到着の時迄に實行せられざる場合には委員會は成るべく速に理事會に對しその事態につき報告するこ

とを要する。「兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には右交渉は本委員會の所定任務の範圍内に屬せざるべく、又何れかの當事國の軍事的措施に苟も干渉することは本委員會の權限に屬せざる」旨を特に規定してあるが、此後段の規定は委員會の調査に關する機能を毫も制限するものではない。又委員會がその報告に必要な情報を得るため充分なる行動の自由を有すべきことも明白である。

議長宣言追加

理事會は日本軍の完全なる撤收に關して期限を定めてゐないが九月三十日の決議に示されたる條件の下に日本軍の鐵道附屬地内撤收が出來得る限り速に行はれることを切實に期待することにおいては何等濫るところがない。

(二) 調査委員會に對する日本の三大原則

日本政府は理事會において終始を通じて、今次事件の解決は日支兩國間の直接交渉に依るべきものであることを主張したのであるが、理事會において發表せられた意見は多くは支那の實情に即せざるものであつたに鑑み、此際聯盟側が權威ある調査委員會を極東に派遣して滿洲を

含む支那各地における排日排貨運動その他苟も同國の事態にして國際平和を攪亂する原因となつてをる一切の問題を研究せしむることは聯盟側の極東に對する理解を増進し聯盟側をして世界殊に極東の平和維持に有効に貢獻せしむる所以であるとの見地から、十一月十六日の第三次理事會の前後より聯盟首脳部に向つて非公式に右見解を内示したる上本件を理事會に提議せんことを慫慂した。

斯くて調査委員會設置案は日本政府の、

一、調査委員會の職能は、支那の事態にして國際關係に影響し日支の平和を攪亂する原因となつてをる一切の問題を研究して、その結果を理事會に報告するものとし、その調査範圍は支那本土並に滿洲なるべきこと。

二、調査委員會は斷じて日本の滿洲における軍事行動を批判せざること、即ち裁判機關的機能に絕對に附與すべからざること。

三、調査委員會の調査從事中において日支直接交渉が開かれたる場合、同委員會は今件事情に關する日支間の右直接交渉及び日本の軍事的施措には苟も介入干渉せざること。

右三項を原則とする主張の下に十一月二十一日の公開理事會に提議され、理事會全部の賛同を得て、更に十二月十日の最終理事會において別項の如く決議せられ日本の主張は貫徹した次第である。

(ホ) 日本の討匪權留保

理事會決議第二項は九月三十日決議の範圍内に屬するもので、我自衛權の行使を拘制する意味を有しないものであることは勿論であるが、換言すれば滿洲における現下の特殊狀況の下に我軍が内鮮同胞保護のため各地において匪賊その他不逞分子の討伐に關する警察的行爲を行ふの自由を有することは當然であるが、右決議二項のため萬一にも何等か誤解を發生することあるべきを防ぐために、我が代表は決議案受諾に關する諒解として最終理事會において別項の如く特に明確なる留保宣言をなしたのである。

(ヘ) 調査委員の顔觸

調査委員會は五名の委員を以て構成せられ、外に日支兩國は各々參與委員 (Assessor) 一名づつを出し得ることとなつてをるが、該委員は英、米、佛、伊、獨の五ヶ國より有力なる人物を

任命されるのである。而して本稿締切りまでに得た報道によれば、その顔觸は左の通り内定したといふことである。即ち

- 委員長 リットン卿 (英) 元印度總督
- 委員 クローデル將軍 (佛) 最高軍事評議會議員
- 委員 ハイNZ大佐 (米) 元平和條約河川航行仲裁委員
- 委員 シユネー博士 (獨) 前獨領東アフリカ總督
- 委員 アルドブランデーニ伯 (伊) 前駐獨大使
- 參與委員 吉田伊三郎大使 (日) 土耳其駐劄大使

三、聯盟規約の適用如何

(一) 關係條文

這次の滿洲事變は問題の性質上、その解決は當然日支間の直接交渉に俟つべきものであるが支那は之を拒絶して國際聯盟に提訴したため、本件は爰に世界外交上の大問題となり、我國も

該聯盟加入國であり且つその五常任理事國の一である關係から否でも應でも支那のおつきあひをしなければならぬことになつた。

前項(イ)に述べた如く支那は聯盟規約第十一條二項の條文に本づいて滿洲事件を提訴したのであるが、第十一條二項(前項(イ)参照)は第十九條後半の規定と共に、國際平和又はその基礎たる各國間の良好なる諒解を攪亂せんとする虞れある場合は聯盟總會又は理事會に之を提訴し得ることを聯盟國の友誼的權利であると規定したものである。そしてこの提訴は當事國の執れに對しても惡意ある行爲に非すと但書されてをるものであるが故に、一方の被訴當事國と雖も法廷における被告の如きものではない。従て理事會の決議といふもそれは何等法律的拘束力を有するものでないから何れの當事國も之に従ふと否とは全く自由である。

第十九條の後半は第十一條二項と類似の事態を豫想してをるけれども、前者は聯盟國側よりの注意喚起即ち提訴を俟たず、聯盟總會自身の發意を以て國際平和及び良好なる關係の維持を保障する措置を執り得るとなつてゐる點が相違してをる。即ち十九條では總會は、「世界平和を危殆ならしむるが如き國際狀態を改善防止するに適切な方法を隨時審議することを聯盟國に

懲罰する」權能を與へられてをる。

戰爭又は侵略といふが如き重大事變の脅威或はその危険に直面して聯盟のとるべき措置、手段、義務、理事會の招集等を規定したものは第十條、第十一條一項である。

一國の領土權及び獨立權に對して永續的變更を與ふることを目的とし武力を行使するもの、換言すれば、他國の領土を侵略せんとする武力行爲に對しては、聯盟は規約第十條によつて

(イ) 聯盟各國の領土保全及びその政治的獨立を侵略せざる消極的義務を負ふ。

(ロ) 他の聯盟國の侵略に對し被侵略國を擁護すべき積極的義務を負ふ。

ことを規定してをるから、理事會が侵略又はその脅威或は危険ありと認めたる場合は、右の義務を履行すべき手段を聯盟國に懲罰してかゝる侵略行爲を禁ぜんとするのである。

而して今次の滿洲事變に際して我國の執つた軍事行動は、不法極まる支那側の我重大なる權益侵害に對して止むなく危害排除のためなされた純然たる自衛權の行使であつて、その用兵は滿鐵の守備と沿線居留民の治安維持に必要な最小限度に止め、その他の目的のためには一兵も動かさないものであるから、之は勿論聯盟規約第十條に牴觸するものではない。

第十一條第一項「戰爭又は戰爭の脅威が目前に迫つてをる場合に理事會の招集を請求し得ることを規定したのが此條文である。この請求あつた場合は、聯盟全體の利害關係問題として、

聯盟は國際平和を擁護するために適切有效と認むる方策を講ずるのであるが、その際は

(イ)、事務總長は請求理由の當不當を考慮することなく直に理事會を招集するを要す。

(ロ)、理事會自身も亦會議以前に被訴國の要求により又は自發的に請求理由の當不當について決議することを得ず。

(ハ)、理事會は提起せられたる紛争の重大性を審議しその見る所に應じて適當の處置を決定すること。

右の如くして問題を取扱はねばならぬのである。

第十二條「國際紛争の平和的處理方法として仲裁裁判、國際司法裁判所の司法的解決、聯盟理事會又は總會による審理による解決方法を選択的に擧げてをるのが第十二條である。第十條第十一條及び第十九條は孰れも平和維持を確保し、戰爭の脅威ある國際關係の危機に際して聯盟のとるべき態度を規定したものであるに對し、第十二條は問題の處理方法として戰爭に訴へ

ざる義務を規定したものであるが、その問題たる紛争は第十條、第十一條又は第十九條の戦争、侵略の意味に即せるものなれば、純然たる防衛的行動である我軍事行動に本條文を適用して聯盟が我政府に向つて、戦争に走らざる義務及びこの義務違反に因て生ずる結果の重大性について注意を喚起したことは、支那に向つては妥當であるが、日本に對する措置としては寧ろ見當違ひである。

第十三條 II に於ては

(イ)、仲裁裁判又は司法的解決に附し得ると認むる紛争も先づその以前に外交手段によつて圓滿なる解決を計ることに努むること。

(ロ)、若しこの外交交渉に失敗したる時は仲裁裁判或は國際司法裁判に附するものとす。と規定し、第十三條の方法を以て解決し得ない場合に甫めて該紛争は第十五條の規定によつて理事會の調停に附せられるのである。

第十五條

第一項 II 聯盟國間において不和に至らしむるが如き紛争發生し、それが第十三條によつて仲裁

裁判或は司法的解決に附せられざる場合には聯盟國は該問題を理事會に附議することに合意す。何れの一方たるを問はず係争國は紛争の實在について事務總長の注意を喚起し會議の召集を請求することを得、然る時は事務總長は事件の充分なる調査と考慮のため必要なる一切の手配をなすものとす。

第二項 II 此目的のため紛争國は出來得る限り急速に事件の経緯と共に剴切なる確證及び書類を事務總長に提出すべし。この場合理事會は直にその發表を命ずることを得。

第三項 II 理事會は該紛争を現實に解決すべく努力し、若しその努力が成功したる場合には紛争の真相と解説及び理事會が妥當と認めたる解決の條件を記したるステートメントを公表するものとす。

第四項 II 紛争が右の解決を告げざる場合には理事會は全會一致又は多數決を以て紛争の真相及び理事會が公正妥當と認めたる調停案のステートメントを含める報告書を作成し之を發表するものとす。

第五項 II 理事會における聯盟國の代表者は紛争の真相と事件の結果についてのステートメント

を公表することを得。

第六項 若し理事會の報告が係争國の一或はそれ以上の代表者以外の加入國によつて全會一致的合意を得たるときは、聯盟國は右報告書の調停案に従つて何れの紛争相手國に對しても戰爭に走らざることに同意す。

第七項 理事會が係争國の一或はそれ以上の代表者以外の聯盟國によつて全會一致の合意を得たる報告書を作成し能はざりし場合は（全會一致の合意を得る能はざりし場合のこと）聯盟國は正義と公正の維持のため必要なりと思考せらるゝ行動を執り得る權利を保留す。

第八項 係争國の一方に依て提訴されたる紛争事件にして理事會が該事件は國際法の範圍外に屬し全然提訴國の國內裁判により解決すべきものなりと認めたる場合は、理事會は此旨を報告し且つそれが解決に關して何等の調停案をも作成せざるべし。

第九項 理事會は本條に據て何時にても紛争を總會に附議することを得。又係争國の何れかの一方の請求に依ても事件は總會に附議せらるべし、但し右請求は事件が理事會に附議せられてより十四日以内になすことを要す。

第十項 總會に附議せられたる何れの場合にも理事會の行動と權能に關する本條及び第十二條の總ての規定を總會の行動及び權能に適用すべし、即ち理事會に出席せる聯盟國加入の代表者並に其他の聯盟國の過半数—この場合係争國の代表者を除外す—の合意を得て作成せられたる總會の報告書は係争國の一或はそれ以上の代表者以外の聯盟國代表者に依て作成されたる理事會の報告書と同様の力を有するものとす。

第十六條

第一項 聯盟加入の一國が規約第十二、十三又は十五條の規定を無視して戰爭に訴へる如きことあらば、それは當然他の總ての聯盟國に反對して戰爭行爲を行使したるものと見做し、茲に聯盟は該國に對して直に一切の通商又は財政關係の斷絶、國民間の一切の交通禁止、規約蹂躪國の國民として聯盟加入國たる否とに關せず他の何國の國民間との總ての金融通商或は個人的交通を防止する方針に向つて措置を講ずべし。

第二項 斯る場合において聯盟加入國は現實に幾何の陸海軍或は空軍を以て聯盟規約擁護のため行使せらるべき武力に各自貢獻すべきかを關係各國政府に向つて提案することは理事會の

義務たるべし。

第三項に更に本條によつて用ひられたる財政及び經濟的手段においては前項の手段に隨伴する損害と不便を縮減するため聯盟國は相互に援助し合ふこと、並に聯盟國は規約違反國が聯盟加入の一國を目的として行使する如何なる非常手段にも對抗すること、及び聯盟國は聯盟規約擁護のために協力する何れの聯盟國の軍隊に對して各聯盟國領土を通過せしむるに必要な方法を講ずること、等に同意す。

第四項に聯盟規約を蹂躪したる加盟國は、他の總ての出席加盟國代表の合意による理事會の投票に依て爾後聯盟の加盟國にあらざることを聲明することあるべし。

(註) 紛争が係争國の一方の通告によつて規約第十五條に従つて理事會に附される場合でも、理事會は先づあらゆる方法手段を盡して雙方の合意による解決に努めねばならぬ、國際間の協力と平和親善を確保するに國際聯盟の究竟の目的であつて、その努力は法理に拘泥するよりも實際に重きを置き合意妥協の平和的解決を計らんとする所に聯盟規約の特長が存するのである。

(二) 支那の行動悉く聯盟規約の精神に反す

我國が今次滿洲において執つた軍事行動は、國際信義と條約を無視した支那側の極端なる積極的横暴に對して自衛上止むなきに出た最小限度のものであつて、勿論戰爭又は侵略の意味は全然含まないものであるから何れの點から見ても正當で何等聯盟規約及びその精神に抵觸するものではない。之に反して支那側の行動は悉く聯盟規約の精神に反するものであつて、倘し聯盟にその非違を訴へるとしたら、日本から提訴するのが順當である。何故なれば支那の行動が悉く國際間の條約を破り、和親を亂すことのみで其結果滿洲事變といふ不祥事を招來したものであるからである。即ち

(一)、全支各地にわたりて排日教育を普及せしめ、排日排貨運動によつて邦人との一切の通商關係を停止せることは事實上國交斷絶行爲を敢てしてをるもので、維れ武力によらざる敵對行爲である。

(二)、無辜の日鮮人にして事變の前後故なく支那暴民のため虐殺せられたるもの千餘に及ぶこの非人道行爲のみよりするも日本の處置は極めて寛大である。

(三)、日支間の諸條約を無視して滿蒙に於ける我權益を蹂躪し、在留同胞に對して凡ゆる迫

害を加へ、その生命財産を危険に陥れたるが如き幾多の事實は明かに日本に向つて戦を挑む行爲であること。

(四)、支那正規兵が、世界の重要幹線として各國人に利用せらるゝ南滿洲鐵道を破壊し、その後錦州、齊々哈爾、天津其他滿洲の諸地において我軍を砲撃して斷えず不祥事の涸源を作りつゝあること。

(五)、土匪草賊及び不逞支那人を跳梁するまゝに放置するのみならず、支那當局は寧ろ我が在滿權益及び居留邦人を攻撃せんがために匪賊を使用するの舉に出で、その結果九月の奉天事件勃發以來匪賊の活動頓に熾烈となり、九月中旬より十月二十七日までに五百七十七回我軍は匪賊の襲撃を受け、我居留民もその爲めに莫大の損害を蒙つたのである。

(六)、以上の如き不信暴戻なる行爲や無政府状態が支那政府と異名同體たる國民黨部の使喚によつて創造されつゝあるは蔽ふべからざる事實として幾多の鐵證あること。

右の如き暴狀が今日文明の舞臺において白晝公然演ぜられてをるばかりでなく、國家統制の機關たる支那政府は之に對して有効に取締るべき何等の誠意ある方策も講ぜず事態を益々悪化

せしめつゝあるのである。

然も一方萬人の許さざる鬼畜の蠻行を敢てしつゝ他方自己の非違を蔽うて之を世界の平和と安寧を至高の目的とする國際聯盟に持出し、凡ゆる詭辯と虚偽の逆宣傳を以て日本を讒誣中傷して事件を自國に有利に解決すべく萬一の僥倖を期待したのである。かくの如きは宛も耳を蔽うて鈴を盗まんとするもので其愚や嗤ふべきである。

(三) 國家なき支那

軍律なき兵士の暴行、掠奪、強姦、放火等を常習とする匪賊の横行、その他學匪、共匪、政匪の跳梁跋扈等眞に支那は無秩序極まる修羅場である。

一國の中央政府と稱する南京政府の膝下において、官憲にあらざる反日團體が、支那商の合法的對日商取引停止を命じ、日貨を沒收し、その專斷的不法命令に服従せざる支那人に重き罰金を科し、或は死刑その他の私刑を以て脅迫するなど國法を紊し、國交を害し、條約を無視せる行爲を公然行つてをるに拘らず、之を取締るべき責任ある政府は、此種非法團體の暴狀を如何ともすることが出來ず、却てかゝる不逞行爲を國家の目的達成に必要な手段なりと心得て窃

かに彼等不良分子を使噓し利用しつゝあるに至つては、之れ自ら國家を否定し、政府を否定するものである。即ち今日の支那には法律も、正義も、條約も事實上存在しないものと認めねばならぬ状態である。斯の如き國家の資格なき國家は國家にして國家にあらざるものである。

自ら國家の體を有せざる支那が烏澁がましくも世界平和のために公を乗るべき國際聯盟において、平和を論じ正義を口にすが如きは全く厚顏無恥も甚しい。

(四) 支那は聯盟國たる資格なし

前述の事實は纔かに一端の實例を摘録したに過ぎないものであるけれども、しかも以て支那の不信、暴狀を窺ふに充分であらう。辛亥革命以來已に二十年を経てをるが其間動亂また動亂一日の安寧を保ち得ないばかりでなく、對外的にも常に國家間の友好親善を破るが如き行動のみをとり來つた支那の態度は全然國際聯盟の精神に逆行するものであつて、政府主席てふ最高最重の地位にある蔣介石氏が昨年十月初め、十四日を過ぐれば日本に宣戰する旨を放言したり、究學の途にある南京の學生が、「日本人虐殺」を揚言し高唱するなどは今日の文明國で見られないものである。

法律あつて行はれざる國家、國際信義を無視して條約を蹂躪する國民、換言すれば、國家にして國家にあらざる國家を有する支那は、平和を尊重し、條約恪守を唯一の條件とする國際聯盟の一員たるべき資格はないのである。曾て巴里のジュルナル紙が支那を評して、

「聯盟に對する義務を果さず、費用の分擔をさへなさず聯盟に縋らうとする蟲のよさを苦しく思ふ」

と論じたが何人もシ紙の批評に同感であらう。報ぜられる所によれば、一九二〇年より一九三〇年に至る十一ヶ年間における國際聯盟の分擔金未納總額は一千四百二十六萬四千法で、内支那の滯納額は九百二十二萬七千法（約七割で凡そ七十三萬九千圓）であるといふ。

(五) 支那を解せざる聯盟理事會

滿洲事變の聯盟理事會に附議さるゝや、施肇基支那代表は頗る巧妙なる詭辯を弄して縱横無盡に對日逆宣傳を試み只管聯盟の同情に訴へたのであるが、既に永年支那の無秩序や、不信行為を直接又は間接に見聞せる歐米の代表は、萬一にも支那側の虚構な宣傳に誑かされることは絶對にあるまいと信じてゐるのである。

然るに理事會の開かるゝに及び、吾人の期待は一時全く裏切られ、最も賢明にして最も公正なる判断を下すべき聯盟理事會は意外にも滿洲の實情に關して認識を缺くこと甚しく、徒らに支那側の空言をのみ信じて日本に對し片手落の措置を執らんとしたことは邦人の齊しく憤慨した所である。即ち聯盟の行動が、支那側の譎詐變幻極まりなき外交術にその明を蔽はれ、一にも二にも支那に有利に展開し、我國の公正にして妥當な主張は全く無視されんとした。例へば

一、十月二十二日の公開理事會議において、「日本は即時撤兵を開始し、十一月十六日まで全部完了すること」の一項の如き日本として當時の情勢に於て實行不可能な決議案に對し日本を除く全理事國代表が同意し、日本に向つて期限附撤兵を要求したること。

二、十一月十六日開催の理事會及び秘密會議の結果に基づき同十七日ブリアン議長は、我芳澤代表に對して、「十月二十六日、日本政府の發表した聲明書の五大綱目中、第五項即ち滿洲における既存條約の尊重については其儘の形式を以てしては支那を承諾せしめ難きにつき、(イ)日本人の生命財産の安全のみに關係ある條約でその承認を以て撤兵の條件としてをるもの、と(ロ)經濟的性質の權益に關する條約との區別を明かにすること、言ひ換へれ

ば日支間の條約を保障關係のもの、經濟關係のものに分割するやう」要求したること。右の如きは他の責任のみを言つて、自己の條約上の責任を實行せざる支那の暴狀を不問に附せんとする要求であつて、平和を愛好する歐米人として受取れざる矛盾である。

撤兵は日本の最も欲する所であることは、我政府の數次の聲明に依て明かである。然るに支那軍隊の繼續的挑戰、頻々たる匪賊の襲撃によつて日本は希望する撤兵をなし得ずをることは、事實を正視すれば容易に判明するのである。

又既存條約をこのまゝの形式を以てしては支那を承諾せしめ難しとしてその分割を要求するに至つては、理事會の不見識も甚しい。のみならず既存條約に對してその效力を否定するが如き此種疑念を挿むことは、正當の手續をもつて國家と國家とが締結した國際條約の神聖と嚴肅性を無視するもので、國際聯盟が進んで國際間の不徳義行爲を援助する結果となるのである。即ち國際間の友好關係を保障し、その平和を確保することを使命とする聯盟が國際間の憲法たる條約の效力に疑念を挿むが如き態度を執つたことは、單に輕率として看過し得ない一大失態である。加之、既存條約の分割を要求したのは不明の點において屋上更に屋を重ねたものであ

る。何となれば、總ての條約は國家の權益を構成し、確保する基本として互ひに關聯しをり、安全保障の條約は即ち經濟上の權益保障の條約であり、經濟上の權益に關する條約は即ち安全保障の條約であつて、兩者は絶対に分割不可能の關係にあるものであるからである。

要するに聯盟理事會がかくの如き錯誤と失態を演じたのは、それに出席せる歐米理事國の代表者が支那の實情に通ぜざる結果であつて、彼等は支那を歐米の何れの國とも比較し得る文明國と心得をるために總ての點において右様の認識不足に陥るのであらうと思ふ。元來國際條約と信義を嚴守することに最も忠實なる日本と、國際條約を蹂躪し、外人の生命財産に危害を加へることを國家の名譽と心得てをる支那とを同架において論じようとするのは抑も間違ひである。

乍然、聯盟理事會は竟に齋旨の集團ではなかつた。即ち十二月一日の起草委員會で作成した決議案において大要、

第一項 九月三十日の決議において日支兩國が約束せる可及的敏速なる撤兵、在留日本人の生命財産に對する支那側の責任ある保護、一般的事態擴大阻止の諸點に關し明確なる記述

をなす。

第二項 新らしき戦闘及び人命の損失を生ずる如き行動につき兩當事國とも事實上能動的態度をとらざることを誓約する。

第三項 今後の事態進展に關し兩當事國は常に聯盟理事會に報告を供給することを約束する。

第四項 聯盟理事國は各自國より現地に派遣せる代表者に對し事情報告の供給を命令すべきことを約す。

第五項 支那に對する調査委員會の設定及び該委員會のなすべき仕事の性質を規定し、その仕事の性質は大體聯盟規約第十一條の文句に則ること。

第六項 今次の理事會より次回即ち一月二十八日開會の理事會まで今次の問題全部を委託し必要なる場合は理事會を招集すること。

右の如く決断し、更に議長のステートメントにおいては、「日本居留民の生命財産の保護及び兵匪並に不良分子に對する處置については日本政府は必要と認むる自衛權を行使することはその自由たることに理事會は同意す」と宣言することとして、大體に日本の公正なる主張を容れ

支那側の要求を殆んど全部一蹴し、爰に滿洲問題に關する理事會は一先づ大團圓を告げた譯で之れ蓋し當然の歸趨ではあるが、國際正義のため慶ぶべきことである。

(六) 支那側の虚報と逆宣傳

統制ある國家組織を形成する政治的能力と國際道義觀念を缺いてをる支那人は、極端な現實保守的な個人思想に囚はれてをるために、自己打算のためには如何なる手段たるを選ばないものである。従つて虚言と逆宣傳は彼等の最も得意とするところである。

這次聯盟理事會に對する支那側の態度は悉く詭辯、虚報、逆宣傳を以て隨一の武器としたもので、斯の如き卑劣姑息の手段を弄して、理事會代表等が滿洲の實情に關して認識の足らざるに乘じ、國際の常道を晦まさんと努めたのは洵に笑止千萬である。

この種支那側の虚報逆宣傳を枚擧することはその煩に堪へないから、茲に最近の一二を記すに止める。

一、過般黑龍江軍の破壊せる嫩江橋梁修理掩護のため日本軍の一部がチチハル方面に出發すれば、支那側は直に聲を大にして、「日本軍チチハルを占領す」と十一月二日國際聯盟に虚報

宣傳して驚かし、聯盟をして滿洲の事態重大化せりとの見解を抱かした。

二、十一月五日施肇基支那代表は聯盟事務總長に左の如き全然事實を顛倒した出鱈目の通牒を手交した。

「余が南京政府より接受した電報によれば、日本軍は嫩江鐵橋附近において盛んに軍事的衝突を挑發し十一月四日支那服をつけたる日本兵は馬賊と共に支那軍營を射撃した。一方二臺の日本飛行機は爆彈を投下し二十名以上の支那人を殺した。更に十一月五日に至り日本軍六百は嫩江を渡つて支那軍を攻撃し百名以上を殺した。仍て余は貴下が直に之を理事會議長ブリアン氏に通告し、日本軍のこれらの挑戰的行爲を停止せしむるため、日本政府に干渉を望む。

三、國際聯盟牽制のため支那國民黨第四次全國代表大會は十一月十四日の決議に従ひ、同十六日日支外交に關する頗る長文の對外宣言を各紙に發表し、更に各國へも通電した。その内容は作爲的虚構を以て徹頭徹尾日本の行動を不法なりと難じ、日本の行動は國際聯盟規約その他國際條約違反たること五點を指摘した噴ふべき逆宣傳である。

第七 不戰條約と滿洲事變

一、不戰條約の内容

國際聯盟理事會において十月十七日の秘密會議の結果として日支兩國政府に對し、兩國が不戰條約第二條により負うてゐる義務について注意を喚起することとなり、直に理事國にして不戰條約調印國たる各國よりそれ／＼日支兩國に注意喚起の手續をとることとしたため、爰に不戰條約が滿洲事件の引合に出されたわけである。

一般にケログ不戰條約として知られてゐる不戰條約は、「戰爭放棄に關する一般條約」といふのが正しい名稱である。一九二八年四月アメリカ國務長官ケログ氏が佛國外相ブリアン氏から提案（一九二七年）された米佛間不戰條約案を基礎とした條約案を列國に提議したのが動機となつて實現したところからケログ不戰條約と呼ばれてゐるので、一九二八年八月二十七日パリにおいて日、英、米、佛、獨、伊等十五箇國間に調印され翌一九二九年必要数の批准を得た

のである。現在該條約加入國は五十餘箇國に達し、支那もその一員である。この條約の目的は言ふまでもなく、國際間の紛争を戰爭に訴へることなく平和的手段によつて解決せんとするにある。内容は僅々三箇條であるが、第一、第二の二箇條がその骨子である。即ち

第一條 締約國は國際紛争解決のため戰爭に訴ふることを非とし、且つ相互關係において國家の政策の手段としての戰爭を放棄することをその各自の人民の名において嚴肅に宣言す。

第二條 締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議はその性質或は起因の如何を問はず平和的手段によるの外これが處理又は解決を求めざることを約す。

第三條 省略（第三條は締約國の批准事項及び第三國の加入手續等に關することを規定したものである）。

本條約は、締約國間においては相互戰爭に訴へることなく平和的に處理しようといふ理想を公約したものであるから、國際紛争が発生した場合之を解決する方法や違反國に對する制裁方法については何等の規定もない、言はゞ道義的性質のものである。

二、自衛行動は不戦條約と牴觸せず

國家生存のためにする自衛的努力は絶対であつて、主權を有する如何なる國家も、外國からの不法な攻撃や挑戰的暴行によつてその生存に必要な權益を侵害された場合には、之を防禦するために自衛權を自由に行使し得るとは當然である。従つてこの自衛權擁護のために兵力を用ふるや否やもその國家の自由であつて、不戦條約において自衛權を制限し又は縮限するが如き規定を設けないのは全く自衛權行使を正當な手段と認めてをることを裏書するものである。

不戦條約において、自衛のための兵力使用を認めてをることは、日、英、米、佛その他の締約國が参加の際それ／＼右の註釋を通告して締約國間に已に完全な諒解ができてをる。例へば米國が不戦條約批准に同意するに當つてその上院が下した解釋中には次の如き諒解が存したものである。

(イ) 自衛權は本條約により何等の影響を受くるものに非ず、各國は本條約の條文如何に關せず自衛の自由を保有し、自衛權行使の必要及びその範圍を決定する上には全然他國の制肘を

受けず。

(ロ) 亞米利加はモンロー主義を以て自國の安全及び防衛の一部となす、従つて自衛權は當然モンロー主義を維持する權利を含むものと見做す。

この他英、日、佛等みな米國と大同小異の解釋を附し自衛權が不戦條約の束縛を受けざることの諒解を得てをる。

三、我國の行動は不戦條約より觀て正當である

不戦條約で放棄されたのは、「國家の政策の手段としての戰爭」(第一條)であつて自衛權の行使による軍事行動ではない。然るに今次滿洲においてとつた我國の軍事行動は、支那側の暴戾に對して我權益の自衛手段として已むを得ずとつたもので、元來不戦條約第一條に指示する如き戰爭でないものであるから、勿論國際聯盟より本條約に基づく注意喚起の通牒を受くべき謂れがない筈である。即ち

(一) 今回滿洲事變における我軍の行動は自衛權の發動以外の何ものでもなく、國策遂行のた

めの戦争行爲でないこと。

(二) 日本は紛争の平和的解決を欲するが故に日支兩國が速かに直接交渉を開始せんことを要求し、且つ何時にても交渉に應じ得るやう用意を整へをること。

(三) 日本軍が鐵道附屬地外の數箇の地點を占據したことは右自衛權行使の延長に過ぎず。我在留民の生命財産が保障され、軍並に鐵道の安固が確保され次第何時にても撤兵するもので斷じて永久的に保障占領するものでないことを我政府が屢次聲明せること。

(四) 日本軍がこれら地點より即時撤兵するが如きは却て事態を紛糾せしむるものであると。斯の如く日本の行動は何れの點よりするも正當なものである。然るに之に對して聯盟理事會が期限附撤兵を勸告し、或は不戰條約を楯に注意喚起の通牒を發したことは、條約適用の的外れて大味憎をつけたものである。

四、不戰條約は支那に適用するが至當

滿洲事變に關して不戰條約を適用するならば、それは支那に向つてなすべきものである。蓋

し支那の行動たる悉く該條約の精神と背馳するものであるからである。之を事實について言へば、

(イ) 反日團體が全国的に對日ボイコット及び對日人一切關係の斷絶を行ひ、武器によらざる敵對行爲をなし、しかも中央政府は之を默認しをること。

(ロ) 無辜の我在留民に暴行を加へ、その生命財産に危害を及ぼしたること。

(ハ) 支那兵の我が鐵道破壊並に日本兵營其他の砲撃。

(ニ) 各地に於ける馬賊の出没及びその被害頻々たること、並に敗殘その他不逞支那人の日鮮人虐殺。

等の事實は何れも國際間の平和を攪亂するもので、明かに不戰條約違反の行爲である。故に本條約による注意喚起の通牒は非平和的手段を濫用してみだりに日本に挑戦しつゝある支那に對してのみ發すべきものである。

第八 九箇國條約と國際司法裁判所

一、華府九箇國條約

支那に關する九箇國條約は一九二二年二月六日華盛頓に於て日、英、米、佛、伊、和、葡、支、白の九箇國代表によつて調印せられ、同八月五日より實施されたものであつて、條約の最も重要な骨子をなすものは支那の領土保全と門戶開放及び機會均等に關する條文である。而して今回の滿洲事變における我國の行動は支那の獨立及び領土を侵害するものであつて、華府條約の規定に反するといふ理由で支那側は國際聯盟に日本を不法なりと訴へ、同時に各國にこれを宣傳したのである。然らば日本の行動が本條約の如何なる條文に牴觸するものであるか、左に參考のため該條約文を記して見よう。

第一條 支那國以外の締約國は左の通り約定す。

(一) 支那の主權、獨立並にその領土的及び行政的保全を尊重すること。

(二) 支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持するため最も完全にして且最も障礙なき機會を之に供與すること。

(三) 支那の領土を通じて一切の國民の商業及び工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持するため各盡力すること。

(四) 友好國の臣民又は人民の權利を滅殺すべき特別の權利又は特權を求むるため支那に於ける情勢を利用すること及び右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること。

第二條 締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約、協定、取極又は諒解をも相互の間に又は各別に若くは協同して他の一國又は數國との間に締結せざるべきことを約定す。

第三條 一切の國民の商業及び工業に對し支那における門戶開放又は機會均等の主義を一層有効に適用するの目的を以て支那以外の締約國は左を要求せざるべく又各自國民の左を要求することを支持せざるべきことを約定す。

(イ) 支那の何れかの特定地域において商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益のため一

般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極。

(ロ) 支那に於て適法なる商業若くは工業を営むの權利又は公共企業をその種類の如何を問はず支那國政府若くは地方官憲と共同經營するの權利を他國の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權、或は其範圍、期間又は地理的適用を無効に歸せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權。

本條の前記規定は特定の商業上、工業上若くは金融業上の企業の經營又は發明及び研究の獎勵に必要なるべき財産又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす。

支那は本條約の當事國たると否とを問はず一切の外國の政府及び國民よりの經濟上の權利及び特權に關する出願を處理するにつき本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す。

第四條 締約國は各自國民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せんとし又は相互間の獨占的機會を享有するを定めんとするものを支持せざることを約定す。

第五條 支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行ひ又は許容

せざるべきことを約定す、殊に旅客の國籍、其出發國若くは到達國、貨物の原產地若くは所有者、其積出國若くは仕向國又は前記の旅客若くは貨物が支那鐵道により輸送せらるゝ前若くは後に於て之を運搬する船舶其他の輸送機關の國籍若くは所有者の如何により料金又は便宜につき直接間接に何等の差別を設けざるべし。

支那以外の締約國は前記鐵道中自國又は自國民が特殊條件、特殊協定其他に基づき管理をなし得る地位にあるものに關し前項と同趣旨の義務を負担すべし。

第六條 支那以外の締約國は支那の參加せざる戰爭に於て支那の中立國としての權利を完全に尊重することを約定し、支那は中立國たる場合に中立の義務を遵守することを聲明す。

第七條 締約國はその何れかの一國が本條約規定の適用問題を包含し且右適用問題の討議をなすを望ましと認むる事態發生したるときは何時にても關係締約國間に充分にして且つ隔意なき交渉をなすべきことを約定す。

第八條 省略 (本條約加入に關する規定である)

第九條 省略 (批准に關する規定である)

今回滿洲においてとつた我國の行動を指して支那側及び歐米の或る一部では、右華府條約に違反するものであると批難してをるけれども、我軍の行動は支那側の無法な暴行に對して、正當な既得權益擁護のために出で且つ絶對に必要以外の行動に出でないものであるから、同條約第一條第一項の支那の主權、獨立、領土及び政治的保全の侵害ではない、と同時に同條第三項乃至第三條の門戶開放、機會均等主義の維持を破るものでもないのである。

更に本條約第七條において、本條約適用問題の討議を希望する事態の發生したときは關係締約國間において隔意なき交渉を爲すべきことを規定してをるが、今次の我軍事行動は、緊急な危害排除の必要に迫られてとつた自衛權の行使であるから、「支那との隔意なき直接交渉」を開くが至當で、その他締約國との交渉を開く筋合のものではない。即ち華府九箇國條約から見ても日本の行動は正當であつて、何等華府條約と抵觸するものではない。

二、國際司法裁判所

施肇基支那代表は十一月二十五日國際聯盟理事會に南京政府の滿洲事變に對する要求事項を

提出し、その一項として、該事變はヘーグの國際常設司法裁判所の裁斷を俟つべきものであるとの見解から、本件を右裁判所に附託することを要求したのである。

斯る問題は元より支那側の一方的提訴に依てのみ我國は該裁判所の權能に拘束されるものではないが、國際司法裁判所について一應の知識を有することが必要と思はれるから、左にその概要を記さう。

A、組 織

國家間の紛争事件を裁判する裁判所、言ひ換へれば訴訟の當事者は國家であるべきことを原則とし、その國家より提訴された事件を裁判する所であつて、國際聯盟規約第十四條に據り、各國政府及びカーネギー氏の寄附金を以て設立された常設裁判所である。

初めて開廷されたのは一九二二年一月（大正十一年）でその裁判は聯盟加入國から選ばれた正裁判官十四名によつて行はれ、外に四名の豫備裁判官がある。現在は左の十四箇國より各一名宛の正裁判官を出してをる。即ち

日本、英吉利、北米合衆國、佛蘭西、伊太利、白耳義、西班牙、コロンビア、獨逸、和蘭

支那、キューバ、露西亞、波蘭土

(備考) 現在の裁判所長(議長)はわが安達峰一郎博士で、支那から選ばれてをる正裁判官は王寵惠氏である。

B、權能

聯盟規約第十四條の示す如く、同裁判所の權能は、裁判權と國際聯盟の諮問に對する回答の義務とを大本とするものである。

(イ) 裁判權

- 一、裁判所はその附託された訴訟に對して判決を下す司法的權能を有す。
- 二、訴訟の目的物は國際的性質を有する紛争たること。
- 三、訴訟の當事者は國家たること。
- 四、紛争附託の場合に裁判所に係争當事國の國籍を有する判事のをらざるときは、當事國はそれら一名の裁判官を出すことを得。
- 五、事件を法廷に附託するや否やは係争當事國の意思によつて決するものとす。但し豫め或

る種の紛争を附託すること、或は紛争發生後係争國より附託することあり。

(ロ) 諮問に對する回答の義務

國際聯盟總會又は理事會からの諮問事項に對しては裁判所は意見回答の義務がある。而して裁判所の回答意見は次の如き實際的效力を有する。

- 一、裁判所の回答意見は單なる勸告にして拘束力を有せず、従つて之を採用すると否とは諮問者たる總會又は理事會の自由である。

(註) 總會又は理事會は問題の全般的解決について絶對的自由を保留してをるけれども、諮問した紛争事件に對する裁判所の回答意見は、實際においては法律上の最終的判決と見做されてをる。

- 二、係争國は事件を附託することに同意した關係上、裁判所の意見に服従する義務を負ふこととなる。

(註) であるから裁判所の回答意見は事實上に拘束力を發揮するのであつて、爰に該裁判所の權威と存在の意義をなすのである。

- 三、裁判所に對する諮問は總會又は理事會の全會一致の決議によるか、或は多數決によるか

については今日未だ決定してをらない。

C、強制裁判

條約の解釋、國際法上の問題、國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍等に関する法律上の紛争について保留附又は無保留で裁判所の判決を求め、且つその判決に對しては裁判所の裁判權を義務的に受諾することに豫め同意した裁判事項（裁判所規定第三十六條第二項）である。その結果は強制裁判とも云ふべきものであつて現在この裁判事項に署名した國は四十餘ヶ國であるが、批准を完了した國は三十四ヶ國である。そして日支兩國は共に國際司法裁判所に加入してはをるけれども、右の強制裁判は受諾してをらない。之れ蓋し種々なる事情があるからである。

D、滿洲問題を附託する場合

若し今回の滿洲事變を國際司法裁判所に附託するとしたらば、それは係争當事國たる日支兩國の合意を以てせらるゝか、或は聯盟總會又は理事會から諮問されるかの二つの場合によるのであるが、日本がその必要を認めてをらぬのであるから支那單獨で提訴することを得ない。又

聯盟總會又は理事會の過半数表決を以て假に諮問したとするも、我國がその諮問手續に参加せざる以上裁判所の回答意見に拘束されることはないのであるから、滿洲事變の場合は、その特殊な事情から言つても國際司法裁判所の裁斷に俟つべき性質のものではないのである。